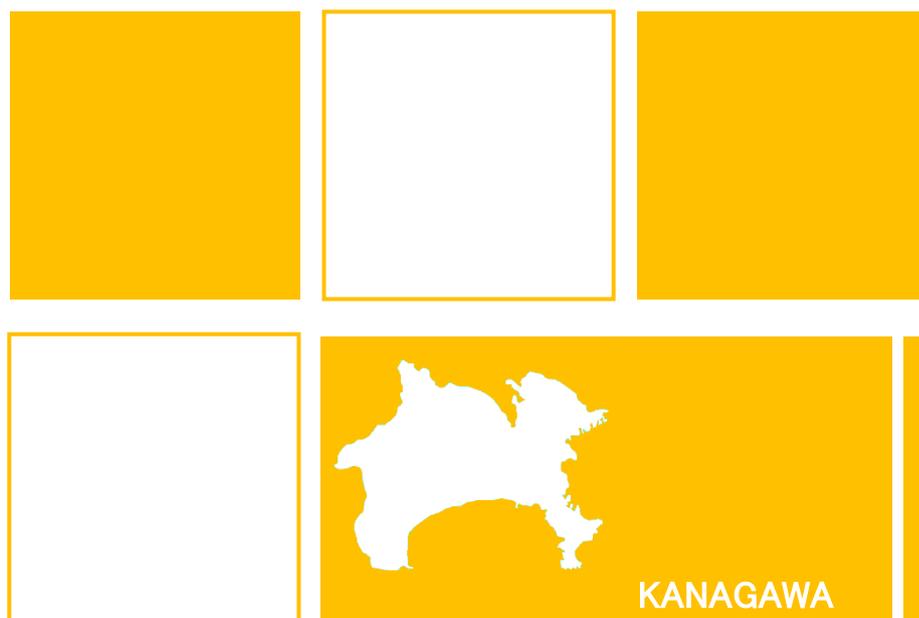


神奈川県中小企業・小規模企業 活性化推進計画 ＜第5期＞

—中小企業・小規模企業の元気で実現しよう！ 活気あふれるかながわ—



2026年4月～2031年3月

目次

I 計画改定の基本的考え方	1
1 計画改定の趣旨（2026年〇月改定時）.....	1
2 中小企業・小規模企業の定義.....	2
3 計画策定・改定の経緯.....	2
4 計画の性格.....	3
5 計画の期間.....	3
6 計画の見直しについて.....	3
7 計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係について.....	4
8 本県の中小企業・小規模企業の現状.....	5
II 目標の設定について	8
1 イメージ図.....	8
2 基本理念（目指す姿）について.....	9
3 数値目標について.....	9
4 今後の取組の方向性について.....	9
5 重点的な取組（大柱）及び取組の基本方向（中柱）について.....	10
III 目標を実現するための取組	10
1 施策体系表.....	10
2 重点的な取組（大柱）及び取組の基本方向（中柱）.....	13
大柱1 神奈川の未来を支える産業の振興.....	13
大柱2 中小企業・小規模企業の経営基盤強化.....	24
大柱3 多様な人材の確保と能力を發揮できる人材育成.....	34
大柱4 成長を目指す攻めの経営の促進.....	42
大柱5 円滑な事業承継の促進.....	49
大柱6 地域の資源を生かし、経済を支える事業活動の促進.....	53
IV 計画の推進体制・進行管理	60
1 計画の推進体制.....	60
2 計画の進行管理.....	61
V 参考資料	63
1 統計資料.....	63
2 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例.....	69

I 計画改定の基本的考え方

1 計画改定の趣旨（2026年〇月改定時）

本県では、2004（平成16）年に「かながわ産業活性化指針」を策定し、「活力と魅力あるかながわの産業の実現」を目標に、研究開発機能の集積や大企業と中小企業との技術連携の促進などに取り組み、今日、県内では高付加価値型の産業の集積が進んでいます。

こうした産業を支え、経済発展の屋台骨となっているのが、県内の事業所数の約99%を占める中小企業です。中小企業は、ものづくりや商品・サービスの提供などを通じ、地域の活性化や雇用の確保に大きく貢献するなど、県民生活の向上と地域経済の発展に重要な役割を果たしています。

しかし、中小企業は、大企業に比べて「人」「モノ」「資金」「情報」などの経営資源が十分でなく、昨今の厳しい経営環境への対応に苦慮している状況にあります。

そこで、本県では、中小企業の活性化を県政の重要な課題と位置づけ、2009（平成21）年4月に「神奈川県中小企業活性化推進条例」を施行するとともに、同条例に基づき、中小企業の振興を具体的に進める「実践的プログラム」として、同年6月に「中小企業活性化推進計画」を策定し（第1期）、2012（平成24）年に改定を行いました（第2期）。

2015（平成27）年10月には、中小企業の約9割を占める小規模企業の持続的発展をさらに推し進めるため、同条例を「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」（以下「条例」という。）に改正し、これに合わせて、同計画も「中小企業・小規模企業活性化推進計画」（以下「計画」という。）とし、2016（平成28）年1月に改定を行いました（第3期）。

その後、社会経済情勢の変化に伴い、中小企業・小規模企業では、事業承継や労働力不足、働き方改革といった新たな経営課題が顕在化し、これらの経営課題に対応するため、2018（平成30）年に改定を行い（第4期）、2023（令和5）年には、新型コロナウイルス感染症など計画期間中に生じた社会情勢の変化への対応や、計画におけるKPIの一部修正などの見直しを行いました。

あらゆる業種における深刻な労働力不足や物価高騰、賃上げへの対応、DX・GXの推進など様々な経営課題が顕在化する中、本県の中小企業・小規模企業がこれらの変化に対応し、持続的に成長していくとともに、多様な人材の活躍促進が図られるよう、よりきめ細やかな施策を展開していく必要があります。

そこで、これまでの取組の総括や社会経済情勢の変化、国の動向等を踏まえながら、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進を図っていくため、今回、計画の第5期の改定を行うものです。

2026（令和8）年〇月

2 中小企業・小規模企業の定義

本計画における中小企業とは、条例第2条第1項に定める「中小企業者」を言い、小規模企業とは、同条第2項に定める「小規模企業者」を言います。

これらは、中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者」及び第5項に定める「小規模企業者」と同じです。

業種	中小企業（下記のいずれかを満たす）		小規模企業
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 （②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

3 計画策定・改定の経緯

これまでの計画策定・改定の内容は次のとおりです。

計画の期間		策定・改定のポイント
第1期	2009（平成21）年6月から 2012（平成24）年3月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ産業活性化指針」の考え方や取組を継続。 ・4つの「取組の考え方」と8つの「重点的な取組（大柱）」に体系化。 ・「大柱」を具体化する「取組の基本方向（中柱）」と、具体的な「構成事業（小柱）」を設定。
第2期	2012（平成24）年4月から 2015（平成27）年3月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の方向性として、「競争力の高い産業の創出・育成」と、「中小企業への総合的支援」を設定。 ・施策体系の「取組の考え方」を3つに整理。

第3期	2016（平成28）年1月から 2019（平成31）年3月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念（目指す姿）及び2つの数値目標（2025年度までに「開業率」を10%、2020年度までに「黒字企業の割合」を50%）を設定。 ・重点的に取り組む施策を6つの大柱とし、取組の基本方向（中柱）を再編。
第4期	2019（平成31）年4月から 2026（令和8）年3月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの数値目標について、「開業率」については、引き続き2025年度までに10%を目指すこととし、「黒字企業の割合」については、2023（令和5）年の見直し時に、引き続き2025年度までに50%を目指すこととした。 ・計画の重点的な取組である大柱に「2025年までの施策目標」を設定。

4 計画の性格

- (1) 条例に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画とします。
- (2) 県の総合計画を補完し、特定課題に対応する個別計画として策定します。
- (3) 中小企業支援法第4条に基づく「中小企業支援事業の実施に関する計画」とします。

【中小企業支援法】

第4条 都道府県知事は、前条第4項の規定による通知を受けたときは、同条第1項の計画に基づき、当該都道府県が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、経済産業大臣に届け出るものとする。

2 都道府県知事は、前項の計画を定めるに当たっては、地域における中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、当該都道府県の区域内における中小企業者の数、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

5 計画の期間

昨今の変化が激しい社会経済情勢を踏まえて、計画期間は2026（令和8）年4月から2031（令和13）年3月までの5年間とします。

6 計画の見直しについて

計画期間中における中小企業・小規模企業を取り巻く社会経済情勢の変化や、新たな経営課題等に対応することができるよう、計画期間の折り返しの年度に当たる3年目に見直しを行うこととします。

7 計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係について

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsの理念は県の目標として掲げている「いのち輝く神奈川」と軌を一にするものです。本計画では、中小企業・小規模企業の持続的発展を促すための施策を盛り込んでおり、こうした施策を着実に推進していくことが、SDGsの推進にもつながっていくと考えています。

SDGsが目指す17のゴール



SDGs 未来都市 神奈川県 ロゴマーク



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

8 本県の中小企業・小規模企業の現状

(1) 企業数の推移

本県の企業数は、2001（平成13）年の約22万3千社から、2021（令和3）年は約18万4千社となり、この20年間で約3万9千社減少（▲17.3%）しました。また、減少した企業のうち約3万5千社は小規模企業で、中規模企業と比べて減少幅が大きくなっています。

なお、企業数については全国的に減少傾向となっていますが、過去20年間の推移を他県と比較すると、本県の減少率は全国で最も小さいものとなっています。

県内企業数(民営、非一次産業)

区分	2001年 (H13年)	2004年 (H16年)	2006年 (H18年)	2009年 (H21年)	2012年 (H24年)	2014年 (H26年)	2016年 (H28年)	2021年 (R3年)
大企業	646	577	605	600	544	572	587	522
中小企業	222,205	206,373	197,499	216,503	200,146	199,958	187,428	183,675
うち中規模企業	30,765	28,916	27,316	28,829	27,429	30,467	28,632	27,537
うち小規模企業	191,440	177,457	170,183	187,674	172,717	169,491	158,796	156,138
合計	222,851	206,950	198,104	217,103	200,690	200,530	188,015	184,197

出典:「中小企業白書」及び中小企業庁ホームページより

他都府県との比較(民営、非一次産業)

地域	企業数		減少率 (%)
	2001年 (H13年)	2021年 (R3年)	
神奈川県	222,851	184,197	▲17.35
東京都	553,319	423,595	▲23.44
愛知県	268,709	195,912	▲27.09
大阪府	373,127	262,619	▲29.62
全国合計	4,703,039	3,375,255	▲28.23

出典:「中小企業白書」及び中小企業庁ホームページより

(2) 経営課題等の状況（2024（令和6）年度神奈川県中小企業・小規模企業
経営課題等把握事業より）

ア 経営課題について

重視している経営課題については、1位が「人材の確保」、2位が「販路開拓」、3位が「仕入価格」と続いています。

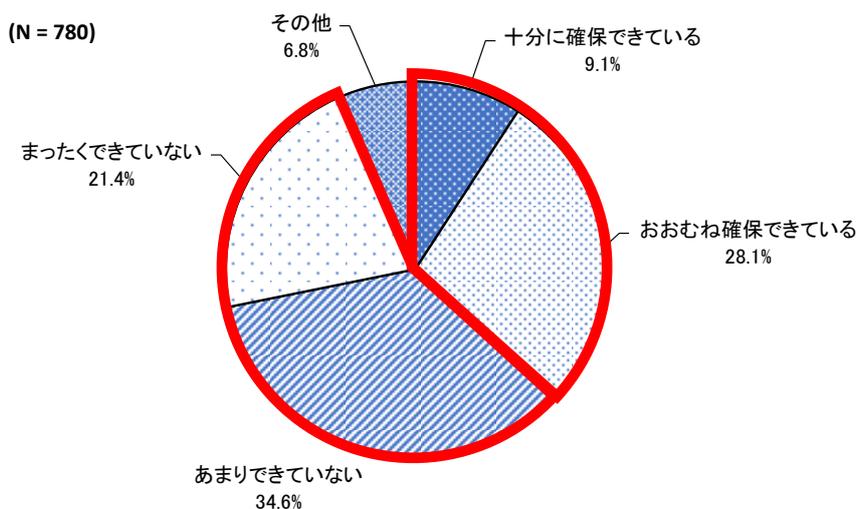
重視している経営課題

順位	30歳未満～50歳代		60歳代～80歳以上		合計	
1	人材の確保	55%	人材の確保	40%	人材の確保	47%
2	販路開拓	32%	販路開拓	27%	販路開拓	30%
3	仕入価格	30%	仕入価格	25%	仕入価格	27%
4	最低賃金・人件費	23%	後継者	24%	最低賃金・人件費	22%
5	資金繰り	20%	資金繰り	21%	資金繰り	20%

イ 人材の確保について

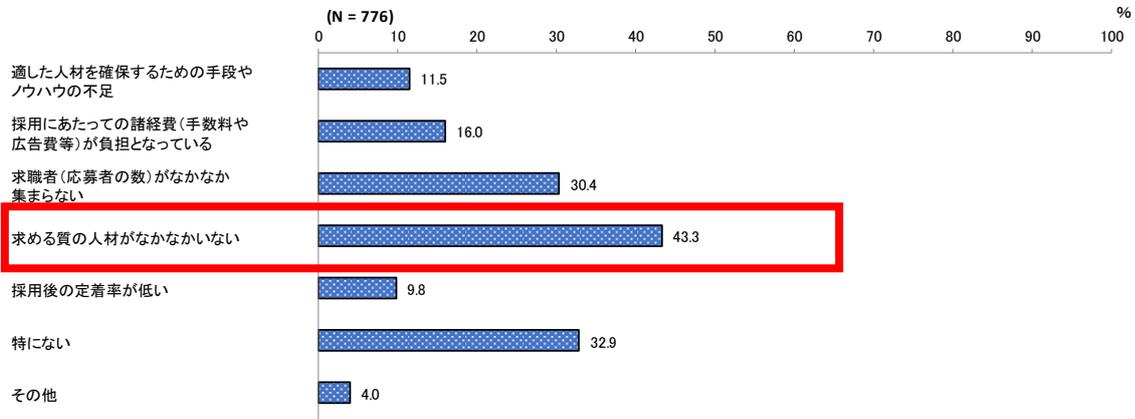
人材の確保に関する充足感について、「十分に確保できている」が9.1%、「おおむね確保できている」が28.1%と合わせて37.2%である一方で、「あまりできていない」が34.6%、「まったくできていない」が21.4%で、合わせて56%となっており、半数以上の企業が人材の確保に苦労している状況です。

人材の確保に関する充足感



人材の雇用・採用にあたっての課題については、「求める質の人材がなかなかいない」が43.3%で、最も高くなっています。

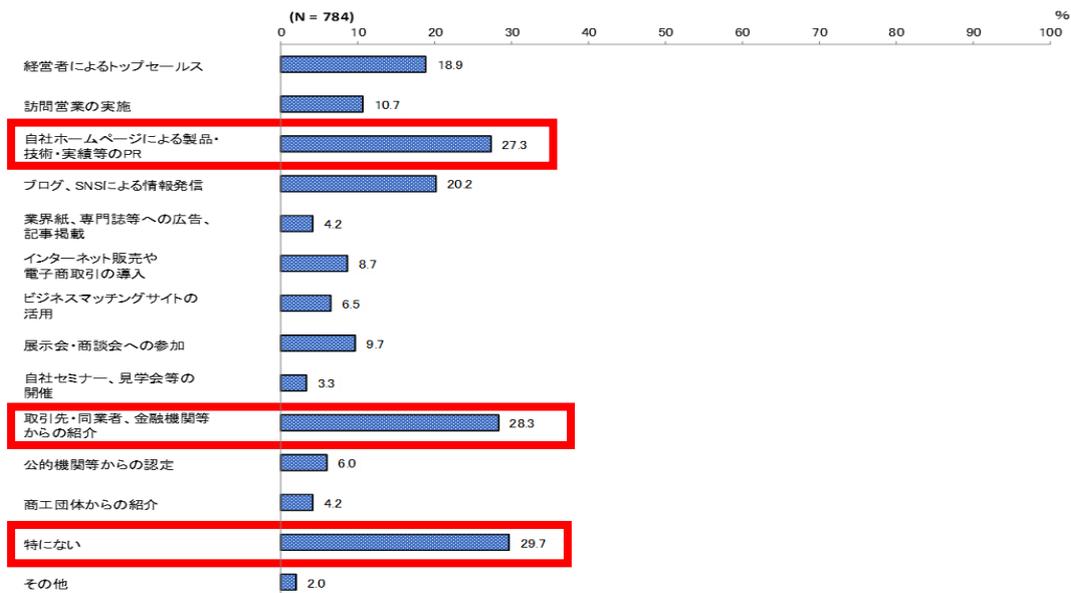
人材の雇用・採用にあたっての課題（複数回答）



ウ 販路開拓について

販路開拓に向けた取り組みで効果を感じるもの、今後取り組みたいものについては、「特になし」が29.7%と最も高く、「取引先・同業者、金融機関等からの紹介」が28.3%、「自社ホームページによる製品・技術・実績等のPR」が27.3%と続いています。

販路開拓に向けた取り組みで効果を感じるもの、今後取り組みたいもの



II 目標の設定について

1 イメージ図

基本理念（目指す姿）

「中小企業・小規模企業の元気で実現しよう！活気あふれるかながわ」

中小企業・小規模企業の「元気」とは、

- ① ものづくりやサービスの提供などを通じて、地域住民の生活と雇用を支え、地域経済の活性化に大きく貢献している。
- ② 地域社会の一員として、コミュニティの持続や賑わいの創出により、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。

状態を指す。

計画全体の指針

変化に対応した県内産業の活性化と多様な人材の活躍推進
～労働力不足社会における経済成長を目指して～

目標を実現するための取組と施策目標

重点的な取組（大柱）	2030年度までの施策目標
1 神奈川の未来を支える産業の振興	成長産業を後押しし、利益の源泉である実質県内総生産（付加価値額）を5%以上向上させる。
2 中小企業・小規模企業の経営基盤強化	経営基盤の強化を支援し、県内企業（全産業）の売上高経常利益率を8.34%に向上させる。
3 多様な人材の確保と能力を發揮できる人材育成	多様な人材の活躍を支援することや、能力を發揮できる職場環境整備・人材育成により、就業率を63.3%に向上させる。
4 成長を目指す攻めの経営の促進	新たな取組を支援することで、労働生産性（従業員1人あたりの時間単位の付加価値額）を6,160円に向上させる。
5 円滑な事業承継の促進	事業承継を促進し、現在60%を超える神奈川県「後継者不在率」を40%まで下げる。
6 地域の資源を生かし、経済を支える事業活動の促進	地域経済の活性化に貢献する企業を支え、実質県内総生産（卸売・小売業及び宿泊・飲食サービスの付加価値額）を5%以上向上させる。

2 基本理念（目指す姿）について

中小企業・小規模企業は、ものづくりやサービスの提供などを通じて、地域住民の生活と雇用を支え、地域経済の活性化に大きく貢献しています。

また、地域社会の一員として、コミュニティの持続や賑わいの創出などにより、県民生活の向上にも重要な役割を果たしています。

しかし、少子・高齢化の進展による労働力不足、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け、中小企業・小規模企業が利益を確保することが困難となっています。また、後継者不足などから、廃業を余儀なくされるケースが増え、中小企業・小規模企業は減少しています。

こうした状況に歯止めをかけ、中小企業・小規模企業が地域とともにいつまでも元気に活動していくことが不可欠と考え、本計画では、引き続き、「中小企業・小規模企業の元気で実現しよう！ 活気あふれるかながわ」を基本理念（目指す姿）として掲げました。

3 数値目標について

今期計画では、基本理念を具体的に示す数値目標に代え、計画期間において目指すべき、昨今の社会経済情勢の変動に対応できる計画全体の指針を設定することとします。

ただし、「開業率」及び「黒字企業の割合」は、他県との比較により神奈川県の高い立ち位置を知るうえで重要な指標であることから、今後も参考指標として把握をしていきます。

4 今後の取組の方向性について

労働力不足やAI等の技術革新、物価や為替、金利の変動、地政学リスクといった社会経済情勢を反映した新たな経営課題が顕在化しており、中小企業がこうした変化に対応し、持続的に成長していくとともに、多様な人材の活躍促進が図られるよう、よりきめ細やかな施策を展開していく必要があります。

- (ア) 労働力不足に対処しながら、成長を促進する生産性向上の取組
- (イ) AI等の最新技術の積極的な活用によるDXの推進
- (ウ) SDGsやカーボンニュートラルの取組の促進
- (エ) 若年者・女性・高齢者・障がい者・外国人等の多様な人材が活躍できる環境の構築
- (オ) 物価、為替や金利、地政学リスクなどの高まる不確実性への備え
- (カ) 行政と関係機関・土業の連携による「事業者目線」に立った実効性のある支援の展開

5 重点的な取組（大柱）及び取組の基本方向（中柱）について

これまでの取組を着実に推進するため、引き続き、現行計画の柱立を踏襲しながらも、「4 今後の取組の方向性」を踏まえ、新たな経営課題に対する施策を盛り込み、必要な見直しを行う方向で検討しています。

Ⅲ 目標を実現するための取組

1 施策体系表

重点的な取組（大柱）	2030年までの施策目標	取組の基本方向（中柱）	業績評価指標（KPI）
1 神奈川の未来を支える産業の振興	成長産業を後押しし、利益の源泉である実質県内総生産（付加価値額）を5%以上向上させる。	①未病産業・最先端医療関連産業の育成 ②ロボット産業の育成 ③脱炭素に関連する産業の育成 ④ベンチャーなどの創出・育成(起業支援) ⑤企業誘致の促進 ⑥県内企業の海外展開支援や海外との経済交流の促進 ⑦地域経済牽引事業の促進 ⑧宇宙関連産業の育成	①未病産業研究会を通じた未病産業関連商品の事業化件数 ②生活支援ロボットの導入施設数 ③脱炭素に資する新規プロジェクト件数 ④ベンチャー企業に対する事業化支援の件数 ⑤企業立地支援件数 ⑥海外展開を希望する県内企業への個別支援件数 ⑦地域経済牽引事業計画の承認件数 ⑧宇宙関連企業交流拠点企業マッチング件数
2 中小企業・小規模企業の経営基盤強化	経営基盤の強化を支援し、県内企業（全産業）の売上高経常利益率を8.34%に向上させる。	①企業経営の未病改善の促進 ②関係機関等と連携した中小企業・小規模企業支援体制の整備 ③経営基盤の強化と安定化に向けた金融支援 ④中小企業のグループ化 ⑤価格転嫁・取引価格の適正化 ⑥緊急時の事業継続に向けた支援	①企業経営の未病が改善した企業の割合 ②商工会・商工会議所に相談を行う中小企業・小規模企業数 ③創業期の支援を目的とした中小企業制度融資の利用件数 ④中小企業生産性向上促進事業費補助金「グループ化(M&A)支援枠」の採択件数 ⑤・原材料費、エネルギー費の増加に対して価格転嫁できている企業の割合 ・労務費の増加に対して価格転嫁できている企業の割合 ⑥事業継続計画(BCP)の策定割合

重点的な取組 (大柱)	2030年までの 施策目標	取組の基本方向 (中柱)	業績評価指標 (KPI)
3 多様な人材の確保と能力を發揮できる人材育成	多様な人材の活躍を支援することや、能力を發揮できる職場環境整備・人材育成により、就業率を63.3%に向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> ①就業支援の促進 ②外国人材の受入支援 ③障がい者の雇用促進 ④専門人材の活用支援 ⑤県内企業等の職場環境整備支援 ⑥求職者に対する職業能力開発 ⑦在職者に対する能力開発の支援 ⑧健康経営の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①県就業支援施設でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定者数 ②外国人材受入支援件数 ③障害者就職面接会における採用者数 ④神奈川県プロ人材活用センターによるマッチング成約件数 ⑤職場環境整備に資するセミナー・講座への参加者数 ⑥総合職業技術校等の就職者数 ⑦総合職業技術校等におけるスキルアップセミナーの受講者数 ⑧健康経営に取り組む企業数
4 成長を目指す攻めの経営の促進	新たな取組を支援することで、労働生産性（従業員1人当たりの時間単位の付加価値額）を6,160円に向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> ①需要を見据えた販路開拓支援 ②生産性向上や経営革新による成長発展の支援 ③ものづくり技術の高度化 ④産学公連携による技術の高度化支援 ⑤デジタル化支援 ⑥給与支給総額の増加（生産性向上補助金） 	<ul style="list-style-type: none"> ①(公財)神奈川産業振興センター等が実施する受発注商談会などにおける商談件数 ②・経営革新計画の承認件数 ・中小企業生産性向上促進事業費補助金における3年後の付加価値額年率平均1.5%以上増加事業者数 ③神奈川発新技術の実用化件数 ④中小企業・小規模企業と大企業の研究所や大学などとの技術連携件数 ⑤小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金における営業利益率向上事業者数 ⑥中小企業生産性向上促進事業費補助金における3年後の給与支給総額が増加した事業者数

重点的な 取組 (大柱)	2030年までの 施策目標	取組の基本方向 (中柱)	業績評価指標 (KPI)
5 円滑な 事業承継 の促進	事業承継を促進し、現在60%を超える神奈川県「後継者不在率」を40%まで下げる。	<ul style="list-style-type: none"> ①事業承継支援体制の確立 ②事業承継に関する相談の促進 ③事業承継税制の活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業承継診断の実施件数 ②事業承継引継ぎ支援センターにおける相談受付件数 ③経営承継円滑化法に係る相続税・贈与税の猶予、金融支援の件数
6 地域の 資源を生かし、 経済を支える 事業活動の促進	地域経済の活性化に貢献する企業を支え、実質県内総生産（卸売・小売業及び宿泊・飲食サービスの付加価値額）を5%以上向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> ①伝統的工芸品産業の振興 ②まちの賑わいを創出する商業・商店街の振興 ③観光産業の振興 ④SDGsの取組の普及・啓発 ⑤中小企業・小規模企業の自主的な社会貢献の促進 ⑥地域経済牽引事業の促進<再掲> 	<ul style="list-style-type: none"> ①小田原箱根地方の木製品製造業従事者1人当たり生産額（売上高） ②商店街魅力アップ事業費補助金により事業を実施した商店街のうち、来街者が増加した商店街の割合 ③観光消費額総額 ④SDGsに取り組んでいる企業の割合 ⑤SDGsに取り組んでいる企業の割合<再掲> ⑥地域経済牽引事業計画の承認件数<再掲>

2 重点的な取組（大柱）及び取組の基本方向（中柱）

大柱1 神奈川の未来を支える産業の振興

【2030年度までの施策目標】

成長産業を後押しし、利益の源泉である実質県内総生産（付加価値額）を5%以上向上させる。

把握方法：神奈川県が公表する「県民経済計算」をもとに、実質県内総生産（付加価値額）の伸び率を確認する。

(1) 現状と課題

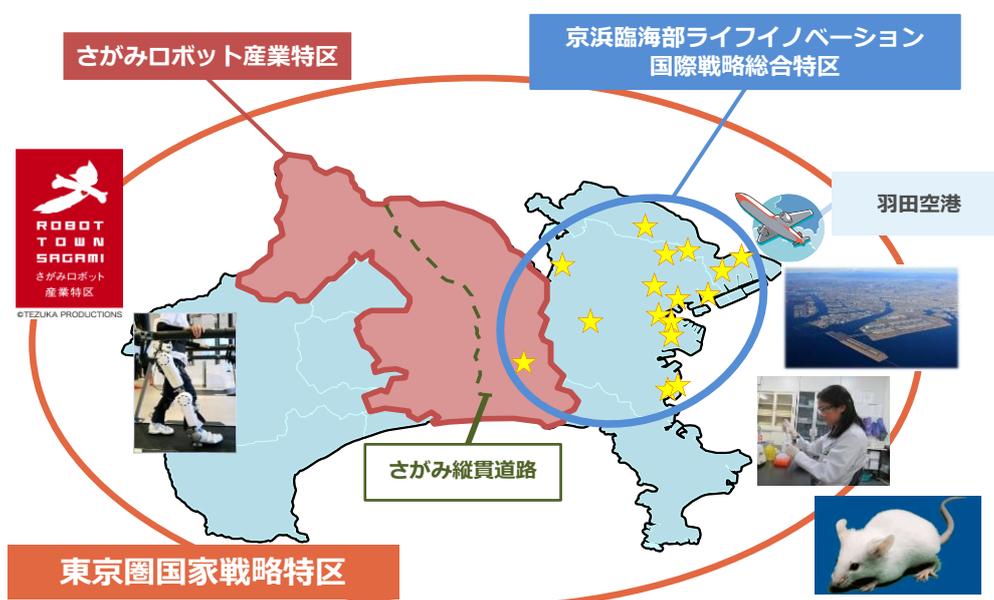
神奈川県は、高度経済成長期に京浜臨海部工業地帯を中心とした製造業が県内経済を支えてきましたが、製造業自体の縮小や生産拠点の海外移転などにより、第三次産業の割合が増えてきており、産業構造が変化しています。

また、少子・高齢化やライフスタイルの変化、AIやIoTといった技術革新などが進んでおり、中小企業・小規模企業が発展していくためには、こうした環境の変化に柔軟に対応した商品やサービスを提供していくことが求められています。

そこで、「国家戦略特区」や「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」、「さがみロボット産業特区」の3つの特区などを活用して、未病産業・最先端医療関連産業、ロボット産業、エネルギー産業といった成長産業の創出・育成や関連産業の集積を図ることにより、中小企業・小規模企業の更なる成長を促進していく必要があります。

また、第四次産業革命の幕開けに伴い、県内中小企業・小規模企業を中心とする産業界のイノベーション創出を支援していく必要があります。

神奈川における3つの特区



(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱1 未病産業・最先端医療関連産業の育成

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
未病産業研究会を通じた未病産業関連商品の事業化件数(累計)	目標	250	275	290	305	320
	実績					
	考え方	未病産業市場は一定の広がりを見せてきているが、県民の未病改善の選択肢を広げるためには、引き続き未病に関連する多様な商品・サービスを市場に投入していく必要があるため、2028年度以降毎年度15件以上事業化することを目指す。				

※2027年度までの目標は「かながわグランドデザイン第三期実施計画」による。

未病産業^{*}の普及とブランド化、再生・細胞医療の実用化・産業化や革新的医薬品・最先端医療機器の実用化・事業化などを、中小企業・小規模企業を含めた、幅広い企業と共に進め、未病産業と最先端医療関連産業の創出に取り組みます。

※ 未病産業とは、従来の予防・診断に加え、心身全体の状態を最適化する「未病を改善する」ことにつながる商品やサービス等、健やかに生きる「価値」を創造する産業です。

【主な取組】

① 「未病産業研究会」の運営 県

神奈川発の未病産業の創出・拡大に向けて、未病産業研究会におけるマッチング・勉強会により、異業種連携を促し、新たな未病関連商品・サービスの事業化を推進するとともに、未病産業の地域展開の推進および最新動向等の発信を行っていきます。

② 「ME-BYO BRAND」の認定 県

未病の見える化や未病改善につながるものが期待できる商品・サービスについて、「ME-BYO BRAND 認定制度」を通じて、未病産業の魅力を広め、産業の創出・拡大をけん引します。



ME-BYO BRAND ロゴ

○中柱2 ロボット産業の育成

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
生活支援ロボットの導入施設数(累計)	目標	800	900	-	-	-
	実績					
	考え方	特区の目的達成には、商品化されたロボットの導入を進めることが必要であるため、県が実施する生活支援ロボット導入促進等の取組により、毎年度 100 件の導入を目指す。				

※現行のさがみロボット産業特区計画は、2027年度までの目標設定

「さがみロボット産業特区」を中心に、ロボットと共生する社会の実現を目指し、分野横断的に幅広くロボットの实用化や普及・活用を図ります。

センサー・制御装置・駆動装置など多様な技術の集合体であり、少量・多品種の生産が求められるロボットの实用化などを通じて、地域経済の活性化を図ります。

【主な取組】

① 実証実験や共同開発などを通じたロボットの实用化の促進

県 市町村 団体 民間

「さがみロボット産業特区」における規制緩和をさらに進めるとともに、元県立高校の施設を活用して設置した「プレ実証フィールド」を実証実験の場としてロボット開発企業等に提供するなど、生活支援ロボットの实証実験を促進します。さらに、専門家のコーディネート等により、企業や大学等の共同開発を促進します。



プレ実証フィールド

② ロボットの普及、浸透・実装の促進

県 市町村 団体 民間

ロボット企業交流拠点の企業・県民向けイベント等による企業間交流・体験機会の創出や、「ロボット実装促進センター」による県内施設と生活支援ロボットとのマッチング支援などにより、普及、



ロボット企業交流拠点

浸透・実装を促進します。

○中柱3 脱炭素に関連する産業の育成

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
脱炭素に資する新規プロジェクト件数(累計)	目標	48	57	65	73	83
	実績					
	考え方	大学や企業との共同研究開発や、企業の研究所等と中小企業等との連携による研究開発支援のほか、脱炭素に関する新たなサービス等の開発に取り組むベンチャー企業を支援するため、2030年度に83件とすることを目指す。				

2020（令和2）年10月、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、県は、「2050年脱炭素社会の実現」に向けて、2030年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で50%削減する中期目標を掲げています。

こうした脱炭素社会の実現に向けた動きは、中小企業・小規模企業にとってビジネス・チャンスの拡大にもつながるため、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所における大学や企業との共同研究開発や、県内に立地する企業の研究所等と県内中小企業等との連携による研究開発のほか、ベンチャー企業の有する技術やアイデアを活かした新たなサービス等の開発・実証などに対して支援を行うことで脱炭素に資する技術や製品の開発・実用化や普及などに取り組みます。

【主な取組】

① 脱炭素を推進する新たな製品やサービスの開発・事業化支援

県 市町村 民間

ベンチャー企業の有する技術やアイデアを活かした新たなサービス等の開発・実証を支援します。

② 大学や企業の共同研究開発への支援 県 市町村 民間

（地独）神奈川県立産業技術総合研究所における大学や企業との共同研究開発に取り組み、新技術や新製品の開発を促進します。

③ 大企業の研究所等と県内中小企業等が連携した研究開発への支援

県 市町村 民間

県内に立地する大企業の研究所等と県内中小企業等との連携による研

究開発の取組を支援します。

④ 自動車部品製造事業者によるEV化への対応支援 **国** **県** **団体**

EVの普及により、需要の減少が見込まれる部品を製造する中小企業等に対して、(公財)神奈川産業振興センターに新たに設置した「かながわ自動車部品サプライヤー支援センター」において、EV化への対応や、他の成長産業への参入に対して、専門家による伴走支援等を行います。

⑤ 脱炭素経営への対応支援 **県** **民間**

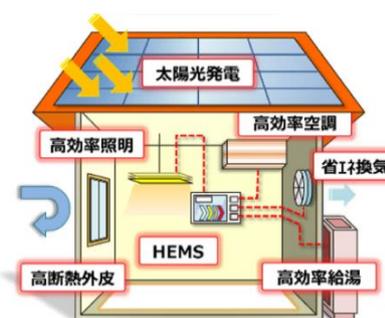
脱炭素に取り組む必要性を認識しつつも実行に移すことができない中小企業等に対して、相談体制の整備や積極的な情報提供、専門家の派遣などにより、計画的に脱炭素に取り組めるよう、企業の状況に応じた支援を行います。また、初期の費用負担を軽減するため、金融機関と連携した融資や、省エネルギー設備の導入等に対する支援を行います。

⑥ 再生可能エネルギー等の導入促進 **県** **市町村** **民間**

太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備、蓄電池や水素を利用する燃料電池などの導入を促進します。

⑦ 省エネルギーの促進とスマートコミュニティの形成 **県** **市町村** **民間**

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) ※の導入、既存住宅の省エネルギー化を促進します。



ZEHのイメージ

※ ZEB、ZEHとは、高断熱の壁・窓等、高性能の省エネ機器、エネルギー管理システム (BEMS や HEMS) の導入により消費エネルギーをできる限り削減するとともに、太陽光発電設備の活用など創エネルギーにより年間での一次エネルギー消費量が正味 (ネット) でゼロとなるビル等や住宅を指します。

○中柱4 ベンチャーなどの創出・育成（起業支援）

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
ベンチャー企業に対する事業化支援の件数(累計)	目標	290	340	-	-	-
	実績					
	考え方	経済の活性化には高い成長性のあるベンチャー企業が継続的に創出、育成される必要があることから、起業前、起業直後、成長期など各段階において支援を行うなど、年間50件の事業化支援を目指す。				

※2028年度以降は現行のベンチャー支援の計画期間（～2027年度。まち・ひと・しごと創生総合戦略）終了後の対応を踏まえて設定

成長性の高いベンチャー企業を創出・育成し、新たなサービス・製品等による社会課題の解決を図るため、県の支援拠点等を活用し、若年層に対する啓発、起業準備者への起業支援、ベンチャー企業の資金調達や業務提携等に向けた伴走支援、大企業との連携促進などに取り組みます。

【主な取組】

① 潜在的起業家の発掘、起業の促進

県 民間

ベンチャー企業を数多く創出するため、大学等と連携した若年層の起業関心者の掘り起しや、県内各地の起業家創出拠点等を活用した起業支援の取組を実施します。

② ベンチャー企業の成長段階に応じた総合的な支援 **県 団体 民間**

市町村や（公財）神奈川産業振興センターなどの支援機関、大企業、投資家等様々な主体と連携して、創業・起業相談やビジネスプランのブラッシュアップ、インキュベーション支援、資金調達の支援、オープンイノベーションの促進など、ベンチャー企業の成長段階に応じた総合的な支援を行います。

③ 新製品開発や新事業創出を目指す中小企業・小規模企業などへの支援

県 団体

（地独）神奈川県立産業技術総合研究所による試験研究設備や製品開発室などを用いた支援などを通じて、中小企業・小規模企業による新製品開発・新事業創出を支援します。

○中柱5 企業誘致の促進

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目		年度				
		2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
企業立地支援件数(累計)	目標	150	200	-	-	-
	実績					
	考え方	これまでの企業誘致施策等を活用し、本県に立地した企業の年度別推移をもとに、年間 50 件の支援を目指す。				

※2028 年度以降の目標は企業誘致施策の計画期間（～2027 年度）終了後の対応を踏まえて設定

中小企業・小規模企業を含めた県内経済の活性化のために、県外・国外からの企業誘致や県内企業の投資の促進に取り組み、神奈川の優れたポテンシャルである研究開発機能の集積を一層推進するとともに、先端技術を活用した新たなものづくり産業の創出・集積を目指します。

【主な取組】

① 県内に立地する企業への支援 県 市町村 団体

県内経済の持続的な発展に寄与するため、経済的インセンティブによる支援やプロモーション活動の重点的な展開などにより、県外・国外からの企業誘致や県内企業の投資の促進に取り組みます。

② 県内に立地する中小企業者等への融資 県

県内に立地する中小企業者等及び生産施設の拡張を伴う設備投資などを行う中小企業者等に対し、立地・設備投資の準備段階から相談を受けるとともに、金融機関を通じた低利・超長期・固定金利の融資による支援を行います。

○中柱6 県内企業の海外展開支援や海外との経済交流の促進

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
海外展開を希望する県内企業への個別支援件数(年間)	目標	550	550	550	550	550
	実績					
	考え方	海外展示会への出展支援、現地調査への同行、現地企業の紹介、現地視察のアレンジ等を行う個別支援件数を年間550件以上とすることを旨とする。				

中小企業・小規模企業の海外展開支援や海外との経済交流を通じて、取引拡大を促進することで、売上・利益の増加や、雇用の拡大につなげます。

【主な取組】

① 海外展開の段階に応じた支援 県 団体 民間

情報収集・準備の段階では国別勉強会の開催や専門家による相談対応、商品を輸出する段階では海外展示会への出展支援や商談会の開催、現地に拠点を設置する段階では「神奈川インダストリアルパーク事業[※]」等により、県内中小企業のニーズに応じて、海外事務所（米国・中国・シンガポール）や（公財）神奈川産業振興センター、（独）日本貿易振興機構等と連携した支援を行います。

※ ベトナムの工業団地等と連携し、県内中小企業向けに入居時の管理費等を減免するスキームです。

② 海外との経済交流の促進 県 団体

幅広い分野で交流を深めるベトナムや米国・メリーランド州、中国・遼寧省、韓国・京畿道など県の友好交流地域等と連携して、経済セミナーを開催するなど、海外との経済交流を促進します。



メリーランド州ビジネスセミナーの様子

③ 中小企業・小規模企業の国際競争力の向上 県 市町村 民間

「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」におけるグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造や、健康関連産業の創出に向けた、市町村、大学、研究機関、企業の連携による取組などを生かし、中小企業・小規模企業の国際競争力の向上を図ります。

川崎市殿町地区「キングスカイフロント」



撮影協力：川崎市消防局航空隊

○中柱7 地域経済牽引事業の促進

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
地域経済牽引事業計画 の承認件数(累計)	目標	47	53	59	59	59
	実績					
	考え方	地域未来投資促進法に基づく神奈川県基本計画で、今後、成長が見込まれる産業分野として定める9分野において、事業計画の承認を目指す。 なお、第2期基本計画の計画期間は、2024年度から2028年度までの5年間であり、5年間で27件の承認を目指している。				

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出する事業（地域経済牽引事業）に取り組む事業者を支援します。

【主な取組】

① 地域経済牽引事業の促進 県 市町村 民間

県と県内 33 市町村が共同で策定した神奈川県基本計画で示すライフサイエンスなどの成長分野において、地域経済牽引事業計画を作成し、神奈川県知事の承認を受けた事業者が、設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けられるようにします。



地域経済牽引事業計画(第24号承認)で建設した新工場(完成予想図)

○中柱 8 宇宙関連産業の育成

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
宇宙関連企業交流拠点 企業マッチング件数(年 間)	目標	55	56	57	59	-
	実績					
	考え方	成長産業である宇宙関連産業への参入及び共創を促進する必要があるため、拠点を年度後半に整備する初年度は18件、通年となる2年目は56件、3年目は57件、4年目は59件のマッチング数を目指す。				

※現行の宇宙関連企業交流拠点事業は2029年度までの目標設定

県内製造業の宇宙関連産業への参入及び既に集積している宇宙関連企業の共創を促進し、宇宙関連産業クラスターの形成強化を推進することで、県の産業基盤強化を図ります。

【主な取組】

① 宇宙関連企業交流拠点事業の促進 県

宇宙関連企業等が情報収集や連携を強化する拠点を提供し、日常的な交流を促進することで、持続的かつ密接なコミュニティ形成を行い、宇宙関連産業への参入や共創を促進します。

大柱2 中小企業・小規模企業の経営基盤強化

【2030年度までの施策目標】

経営基盤の強化を支援し、県内企業（全産業）の売上高経常利益率を8.34%に向上させる。

把握方法：日本銀行横浜支店が公表する「企業短期経済観測調査結果」をもとに売上高経常利益率の伸び率を確認する。

(1) 現状と課題

少子・高齢化の進展、海外との競争の激化といった社会経済情勢の変化によって、事業承継や労働力不足、働き方改革といった新たな経営課題が顕在化している中で、中小企業・小規模企業の経営者は、自社の経営悪化に薄々気付いていても、それを人に相談すると、かえって信用を失ってしまうのではないかと恐れ、結果的に対策が手遅れになってしまうことがあります。

経営者のこうした心理的プレッシャーを軽減し、早めの対策を講じていただくためには、自分に合った支援機関や支援制度を活用し、少しでも早く経営改善に取り組んでいただくことが重要です。

そこで、「企業経営の未病改善」をはじめとして、地域ぐるみで中小企業・小規模企業の健全経営と持続的な発展を支援していく体制を構築していくほか、中小企業・小規模企業が連携して経営課題に対応できるよう支援していく必要があります。

(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱1 企業経営の未病改善の促進

【KPI（業績評価指標）】

（単位：％）

項目	年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
企業経営の未病が改善した企業の割合（年間）	目標	80	80	80	80	80
	実績					
	考え方	「企業経営の未病 CHECK シート」の記入結果をもとに、商工会・商工会議所や専用相談窓口（企業経営の未病相談ダイヤル）等の支援機関に相談し、未病を改善した企業の割合を、年間80%とすることを目指す。				

中小企業・小規模企業の経営者が、経営状況が下降する前に自らその兆しに気づき、早期に必要な対策（企業経営の未病改善）を講じてもらえるよう、商工会・

商工会議所等の支援機関と連携を強化して支援を行うことで、企業経営の未病改善を促進します。

【コラム】企業経営の未病改善とは

未病のグラデーションモデル



人の身体の場合、我々は、ともすれば「健康ですか?」「病気ですか?」と考えてしまいますが、健康と病気間に明確な線はなく、上の図のように、グラデーションで連続的に変化しています。これが「未病」です。

「未病を改善する」とは、赤い方(病気)になってから治療を始めるのではなく、日常的な努力により、少しでも白い方(健康)に近づけていくことを言います。

企業経営の未病のグラデーションモデル



この「未病」の考え方は、企業経営にも当てはまります。

例えば、企業経営者の実感として、「真っ白な健全経営」と、「真っ赤な経営不振」の間に、明確な線はあるでしょうか。実際には、企業経営は「健全経営」と「経営不振」の間を行ったり来たりする、つまり、グラデーションで連続的に変化しているのではないのでしょうか。そして、企業経営者は、グラデーションのどこにいても、少しでも白い方(健全経営)に持って行こうとする、日常的な努力をされているのではないのでしょうか。

このように、健全経営と経営不振の間を連続的に変化する状態が「企業経営の未病」であり、上の図のようなグラデーションモデルで表すことができます。

しかし、企業経営者の中には、「なんとなく変だな。このままで大丈夫かな?」と感じていても、人に相談するとかえって信用を失ってしまうのではないかと恐れ、対処せずに放置してしまうことがあります。その結果、一番赤いところ(経営不振)になってから、支援機関や金融機関に「助けてください」と相談に訪れても、この段階では手遅れになってしまうことがあります。

そこで、中小企業・小規模企業の経営者が、経営状況が下降する前からその兆しに気づき、必要な対策を講じることによって、より健全経営に近づけていくという「企業経営の未病改善」の取組がとて重要となります。

【主な取組】

① 「企業経営の未病 CHECK シート」の普及・啓発

県 市町村 団体 民間

中小企業・小規模企業の経営者が、企業経営の未病が見える化するチェックシート（企業経営の未病 CHECK シート）を実際に記入して、早期に必要な対策を講じられるよう、普及・啓発に取り組みます。

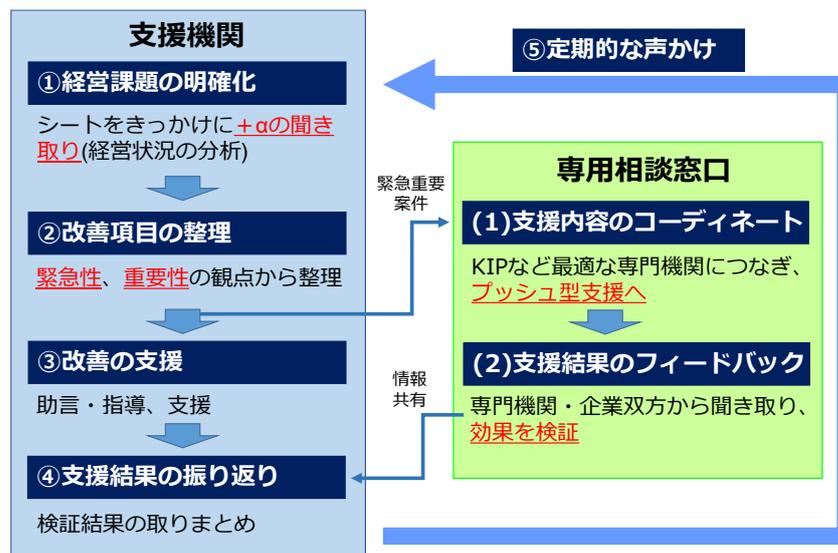


「企業経営の未病 CHECK シート」記入の様子

② 企業経営の未病改善のための支援体制の構築 県 団体 民間

「企業経営の未病 CHECK シート」により、企業経営の未病を「見える化」した中小企業・小規模企業が、商工会・商工会議所等の支援機関や、(公財) 神奈川産業振興センター内に設置した専用相談窓口（企業経営の未病相談ダイヤル）による適時適切な支援を受けられるよう、企業に寄り添った支援体制を整えます。

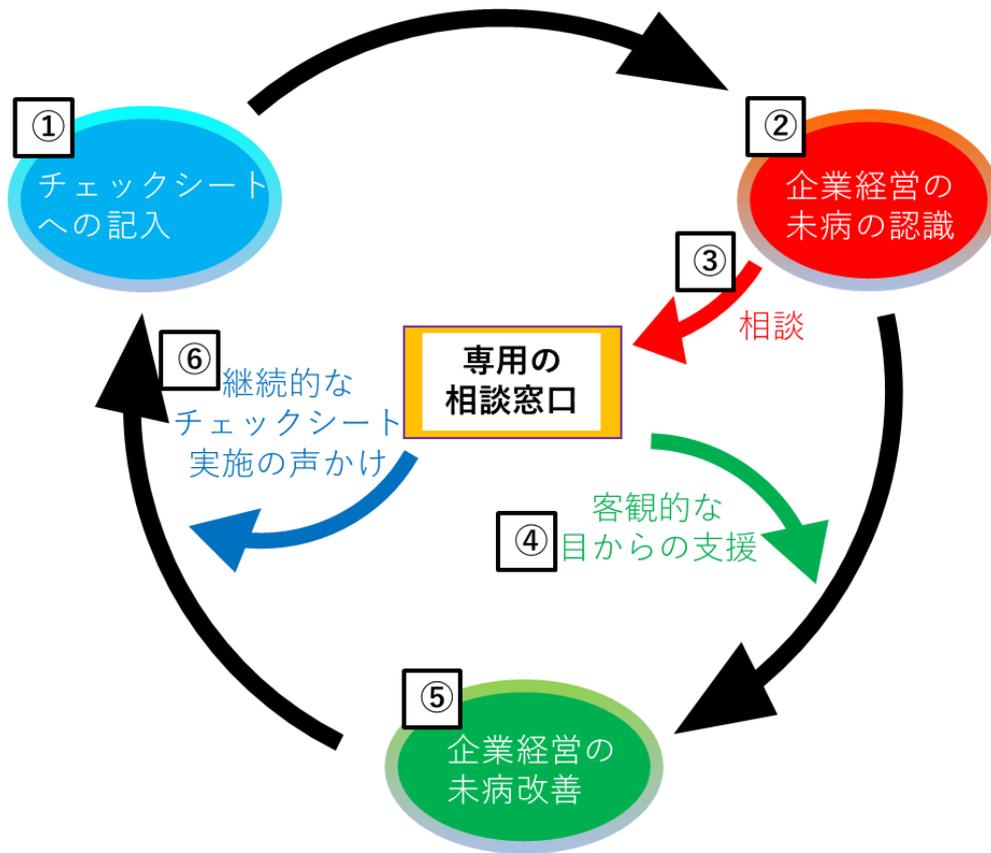
支援機関・専用相談窓口の役割



③ 企業経営の未病改善サイクルの確立 県 団体 民間

企業が未病改善を行った後に、一定の経過観察期間を置いてから、今度は支援機関の方から再度のチェックシート実施の声掛けを行うなど、「企業経営の未病 CHECK シート」による企業と支援機関等の継続的な関係を構築することにより、「企業経営の未病改善サイクル」の確立を目指します。

企業経営の未病改善サイクル



○中柱2 関係機関等と連携した中小企業・小規模企業支援体制の整備 【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
商工会・商工会議所に 相談を行う中小企業・ 小規模企業数(累計)	目標	44,000	88,000	132,000	176,000	220,000
	実績					
	考え方	事業承継や労働力不足、働き方改革といった経営課題を有する企業を中心に商工会・商工会議所で相談事業を実施し、2030年度に累計220,000件とすることを旨とする。				

厳しい経営環境の中、経営基盤の強化と経営の安定化を図るため、商工会・商工会議所^{※1}や、(公財)神奈川産業振興センター^{※2}、神奈川県中小企業団体中央会^{※3}などによるきめ細かな支援体制を整備するとともに、それぞれの役割に応じて行うワンストップサービスや中小受託取引のあっせんなどにより、総合的に

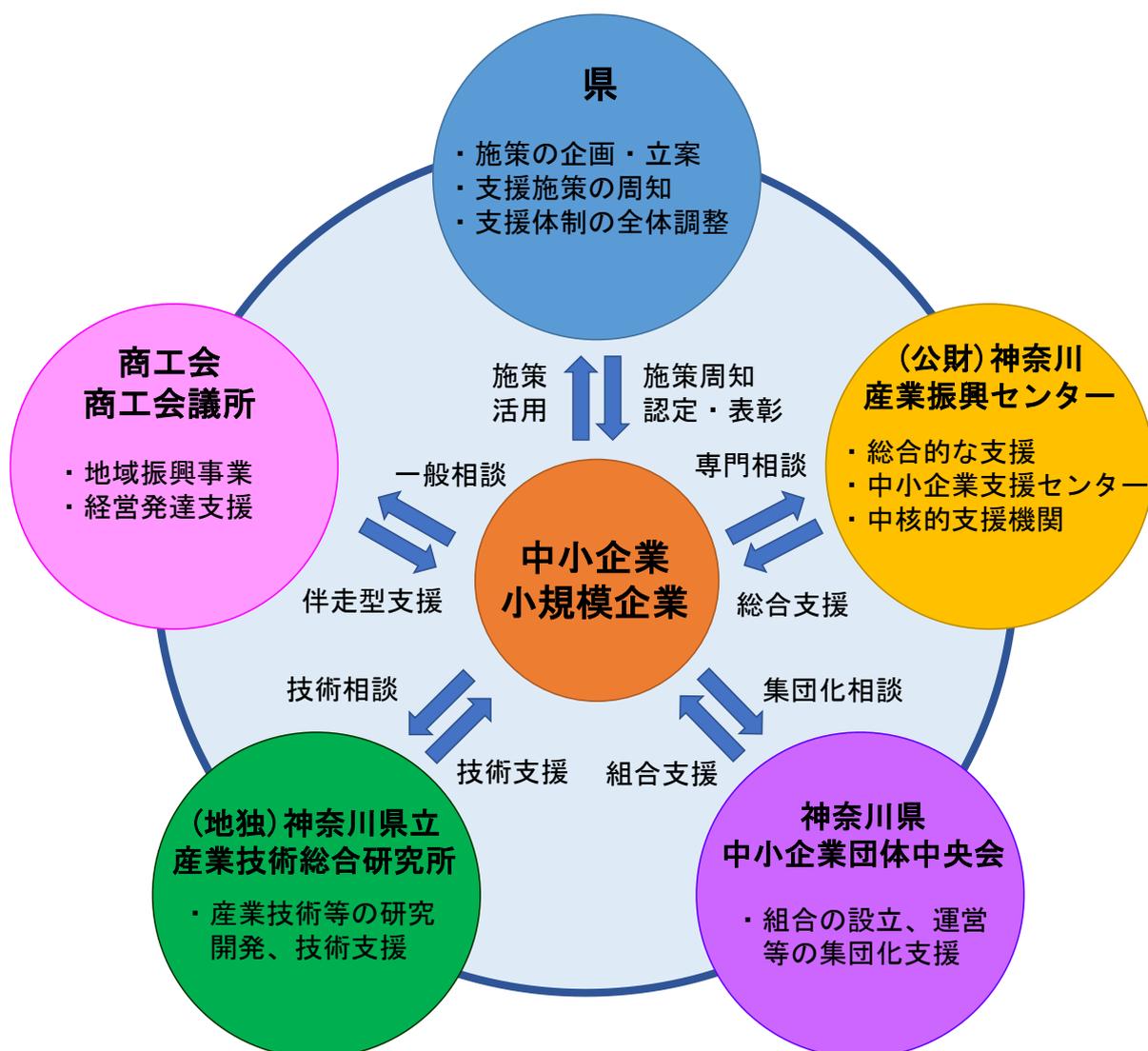
様々な規模・業種の中小企業・小規模企業を支援します。

- ※1 商工会・商工会議所は、地区内における商工業の総合的な改善発達と地域社会一般の福祉の増進を図ることを目的に設置され、商工業に関する相談・指導等を主な事業内容としており、経営、財務に詳しい人材が配置されています。
- ※2 (公財) 神奈川産業振興センターは、神奈川県の中企業・小規模企業支援の中核を担う専門支援機関です。中企業支援法に基づく「都道府県等中企業支援センター」や、中企業等経営強化法に基づく「中核的支援機関」に位置付けられており、中企業・小規模企業が抱える様々な経営上の課題に対して、ワンストップで相談に応じています。
- ※3 神奈川県中企業団体中央会は、中企業組合の設立指導や運営に対する支援を主な事業目的としており、組合事業や組合員企業への指導・支援や、教育・情報提供などの事業を行っています。

【主な取組】

- ① 商工会・商工会議所が行う伴走型支援等の取組への支援 **県**
商工会・商工会議所が行う、中企業・小規模企業の経営などに関する相談・指導事業や賃上げ、価格転嫁などに対応した講習会の開催、生産性向上など重要な課題解決へ向けた取組を支援します。
- ② 商工会・商工会議所による経営発達支援計画の策定・実行への支援 **県**
小規模企業の事業の持続的発展を図るため、商工会・商工会議所による経営発達支援計画の策定を促進するとともに、その実行が着実に進むよう、商工会・商工会議所が行う経営指導や、小規模企業の事業計画作成などの取組を支援します。
- ③ (公財) 神奈川産業振興センターが行うワンストップサービス等の取組への支援 **県**
(公財) 神奈川産業振興センターが行う、経営、金融、法律などの相談事業、専門家によるコンサルティング、経営者向けセミナー、ウェブなどによる情報提供、景気動向調査などを支援します。
- ④ 神奈川県中企業団体中央会による中企業・小規模企業の組織化等の取組への支援 **県**
神奈川県中企業団体中央会が行う、中企業組合などに関する設立指導や運営支援などの事業を支援します。
- ⑤ 地域に密着した金融機関等との連携の強化 **県** **民間**
日頃から中企業・小規模企業と身近に接している地域金融機関等との連携を強化して、中企業・小規模企業に対するきめ細かい支援を推進します。

神奈川県の中小企業・小規模企業支援体制



○中柱3 経営基盤の強化と安定化に向けた金融支援

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

年度 項目		2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
創業期の支援を目的とした中小企業制度融資の利用件数(年間)	目標	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	実績					
	考え方	創業期の中小企業者等の資金繰りを支援し、経営基盤の強化と安定化を図るため、中小企業制度融資の「創業支援融資」の利用件数を年間1,000件とすることを目指す。				

中小企業・小規模企業が事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、県・県信用保証協会・金融機関の三者が連携して支援することなどにより、経営基盤の強化と安定化を図ります。

【主な取組】

① 中小企業制度融資の実施 県 民間

経営基盤の弱い中小企業者や、事業承継、創業等に取り組む中小企業者に対し、金融機関及び神奈川県信用保証協会と連携して、長期で低利な融資を実施し、事業活動の維持・安定を図ります。

② 小規模企業者等設備貸与事業の実施 県 団体

創業や経営革新に取り組む小規模企業者等に対し、(公財)神奈川産業振興センターが実施する割賦販売または設備リースに要する資金を貸し付けることにより、小規模企業者等の設備導入を支援します。

③ 中小企業高度化資金の貸付け 県

中小企業・小規模企業で組織する協同組合等が、事業の共同化や工場の集団化などを実施する場合に必要な資金の貸付けを行います。

○中柱4 中小企業のグループ化

【KPI（業績評価指標）】

(単位：者)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
中小企業生産性向上促進事業費補助金「グループ化(M&A)支援枠」の採択件数(年間)	目標	20	20	20	20	20
	実績					
	考え方	グループ化(M&A)実施に伴う設備導入等に対する支援を行うため、採択件数20件を目指す。				

厳しい経営環境に置かれている県内中小企業の経営基盤を強化し、労働力不足を解消するための方策として、中小企業のグループ化(M&A)が有用であるため、グループ化(M&A)実施に伴う設備導入等に対する支援を行います。

【主な取組】

① 中小企業生産性向上促進事業費補助金の実施 県

企業規模別の労働生産性を比較すると、企業規模が大きくなるにつれ、労働生産性が高まっていくことが確認できるため、後継者不在率が全国的に見ても高い水準にある県内の中小企業者に向け、グループ化(M&A)後の事業統合に伴う設備導入等に対する支援を行い、経営基盤の強化を一層推し進めます。

○中柱5 価格転嫁・取引価格の適正化

【KPI（業績評価指標）】

(単位：%)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
原材料費、エネルギー費の増加に対して価格転嫁できている企業の割合	目標	71	72	73	74	75
	実績					
	考え方	県の調査結果を踏まえ、原材料費、エネルギー費の増加に対して価格転嫁できている企業の割合を年1%ずつ増加させることを目指す。				

(単位：%)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
労務費の増加に対して価格転嫁できている企業の割合	目標	65	66	67	68	69
	実績					
	考え方	県の調査結果を踏まえ、労務費の増加に対して価格転嫁できている企業の割合を年1%ずつ増加させることを目指す。				

価格転嫁を促進し、中小企業・小規模企業が適正な価格で取引を行えるようにすることにより企業収益を拡大し、物価上昇に見合った持続的・構造的賃金引上げにつなげることで、消費や投資を拡大させ、経済の好循環の実現を目指します。

【主な取組】

① 価格転嫁の推進 県

価格転嫁に取り組む中小企業・小規模企業へ向けた情報提供を行うとともに、企業の代表者が取引先との共存共栄の取組や適切な取引慣行の遵守などを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の普及啓発を行い、適正な価格転嫁を推進します。

○中柱6 緊急時の事業継続に向けた支援

【KPI（業績評価指標）】

(単位：%)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
事業継続計画(BCP)の策定割合(年間)	目標	18.0	19.4	20.8	22.2	23.6
	実績					
	考え方	県の調査結果を踏まえ、事業継続計画(BCP)を策定している中小企業・小規模企業の割合を、2030年度に23.6%とすることを目指す。				

災害や事故などの緊急時に、中小企業・小規模企業が重要業務を中断せずに、あるいは中断しても早期に重要業務を再開できるよう、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）※の策定等の支援を行います。

※ 事業継続計画（BCP）とは、自然災害や大きな事故、サイバーテロなど緊急事態に遭遇

した場合でも、自社の重要な業務が継続あるいは早期復旧ができるよう、あらかじめ想定される様々なリスクに対して、従業員の安全確保や、サプライチェーン維持のための方策など、もしもの時における事業継続の対策を決めておく計画の事です。

【主な取組】

① 事業継続計画（BCP）策定の普及推進 県 団体

事業継続計画（BCP）策定支援ツールである「BCP作成のすすめ（かながわ版）」等を活用して、中小企業・小規模企業のBCP策定の普及推進を図ります。

② グループ単位での事業継続計画（BCP）策定支援 県 団体

単独では事業継続計画（BCP）を策定する余裕がない中小企業・小規模企業に対して、同業種や同じサプライチェーンなど、グループ単位での事業継続計画（BCP）の策定を、専門家と連携して支援します。

大柱3 多様な人材の確保と能力を発揮できる人材育成

【2030年度までの施策目標】

多様な人材の活躍を支援することや、能力を発揮できる職場環境整備・人材育成により、就業率を63.3%に向上させる。

把握方法：神奈川県が公表する「神奈川県労働力調査結果報告」をもとに、就業率を確認する。

(1) 現状と課題

本県では、15歳～64歳の生産年齢人口は2025年から2040年にかけて、約74.2万人減少すると予測されています。生産年齢人口の減少が続くことで、様々な業種において労働力不足が顕在化しており、その改善に向けては生産性向上の取組に加えて、人材確保の取組も重要であり、この両面での取組を進めていく必要があります。

人材確保に向けては、若年者や中高年齢者、女性、障がい者、外国人など多様な人材の活躍が必要です。

また、多様な人材が能力を発揮できるよう、職場環境の整備に取り組む中小企業に対する支援が求められています。

加えて、ものづくり分野においては、生成AIなどのデジタル技術が急速に発展・普及し、今後更なる技術革新の進展と産業構造の変化が進むことが見込まれます。

こうした中で、働く意欲のあるすべての人々が、それらの進展・変化に対応し、その能力を発揮して生き生きと働くことができるよう、職業能力開発の機会を提供し、企業や求職者のニーズに応じた人材育成を図っていく必要があります。

(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱1 就業支援の促進

【KPI（業績評価指標）】

（単位：人）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
県就業支援施設でキャリア カウンセリングを利用した者 の就職等進路決定者数(年 間)	目標	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	実績					
	考え方	若年者及び中高年齢者が男女を問わず、希望に沿った就業を実現するため、県の就業支援施設である「かながわ若者就職支援センター」、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」及び「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」のキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定者数を毎年度 1,800 人とすることを目標とする。				

働く意欲のあるすべての人々がその能力を発揮し、生き生きと働くことができるよう支援を行い、若年者、中高年齢者、女性など、多様な人材の確保・育成・定着を促進します。

【主な取組】

① 若年者の就業支援 県 国

「かながわ若者就職支援センター」において 39 歳以下の若年者を対象としたキャリアカウンセリングやグループワークなどを実施します。

② 中高年齢者の就業支援 県 国

「シニア・ジョブスタイル・かながわ」において 40 歳以上の中高年齢者を対象としたキャリアカウンセリングや専門相談、セミナーなどを実施します。



中高年向けセミナー

③ 女性の就業支援 県 国

「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」において、育児期の女性などを対象としたキャリアカウンセリングや労働相談により女性の就業などを支援します。

○中柱2 外国人材の受入支援

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
外国人材受入支援件数(年間)	目標	130	185	190	195	200
	実績					
	考え方	専門人材不足に悩む中小企業による専門的・技術的分野の外国人材受入を促進するため、2030年度にかながわ外国人材活用支援ステーションにおける人材紹介成約件数及び神奈川県高度外国人材受入支援補助金交付件数の合計を200件とすることを目指す。				

専門人材不足に悩む中小企業等による専門的・技術的分野の外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材を採用する中小企業等を支援します。

【主な取組】

① 外国人材の受入支援 県 団体

「かながわ外国人材活用支援ステーション」を（公財）神奈川産業振興センターに設置し、中小企業等に対し採用から職場定着までの支援をワンストップで行います。

また、中小企業等における、高度外国人材（技術・人文知識・国際業務又は高度専門職）の採用手続に係る諸費用に対して補助します。

○中柱3 障がい者の雇用促進

【KPI（業績評価指標）】

（単位：人）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
障害者就職面接会における採用者数(年間)	目標	260	260	260	260	260
	実績					
	考え方	障がい者の雇用を促進させるため、就職を希望する方を対象に、国と共同で開催している「障害者就職面接会」において、毎年度260名の採用者数を目指す。				

働く意欲のある障がい者が、生き生きと働くことができるよう、企業の障がい

者雇用への理解を促進することで、障がい者の雇用・定着を支援します。

【主な取組】

① 障がい者の雇用促進 **県** **国**

中小企業等における障がい者雇用を促進するため、障害者雇用促進センターにおいて、企業への個別訪問や出前講座などの支援を行うとともに、障がい者の雇用事例紹介などを行うフォーラムの開催などの普及啓発を実施します。



障がい者雇用促進に向けたフォーラム

また、国との共催により「障害者就職面接会」を開催し、障がい者の雇用を促進させるとともに、職場定着を促進させるため、企業向けの相談窓口を開設し、様々な支援を行うほか、必要に応じてアドバイザーの派遣などにも取り組みます。

○中柱4 専門人材の活用支援

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
神奈川県プロ人材活用センターによるマッチング成約件数(累計)	目標	764	929	1,104	1,304	1,529
	実績					
	考え方	新事業の展開や新たな販路の開拓など積極的な「攻めの経営」への転換を促すため、神奈川県プロ人材センターを活用し、マッチング成約件数を 2030 年度に累計 1,529 件とすることを目指す。				

新事業の開発や新たな販路の開拓など積極的な「攻めの経営」への転換を促すとともに、企業に必要な専門的知識・ノウハウを持った人材の確保・育成を促進します。特に、副業・兼業人材の活用を重点的に促進します。

【主な取組】

① 神奈川県プロ人材活用センター*の活用による支援 **県** **国** **民間**

神奈川県プロ人材活用センターを活用し、地域の中小企業・小規模企業の経営者に対して、地域金融機関などと連携しながら、専門人材、デジタル人材や副業・兼業人材の確保等により、新事業開発など積極的な

「攻めの経営」への転換を促します。

※ 神奈川県プロ人材活用センターは、民間人材ビジネス事業者を活用して、新事業展開などに必要な能力を持ったプロ人材の採用をサポートするものです。

② 民間の専門人材紹介事業等との連携 **県** **民間**

金融機関が実施している人材紹介事業等と神奈川県プロ人材活用センターが連携しながら、中小企業・小規模企業のニーズに応じた適切な人材を派遣する体制を整えます。

○中柱5 県内企業等の職場環境整備支援

【KPI（業績評価指標）】

（単位：人）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
職場環境整備に資するセミナー・講座への参加者数 (年間)	目標	3,200	3,225	3,250	3,275	3,300
	実績					
	考え方	企業における職場定着、離職防止等を図るため、仕事と育児・介護等との両立を希望する労働者や企業への支援として、「職場環境整備に資するセミナー・講座」を実施し、2030年度に参加者数を3,300人とすることを目標とする。				

仕事と育児・介護等との両立に困難を抱える労働者が安心して働ける職場環境整備を促進できるよう支援を行い、企業における職場定着、離職防止等を図ります。

【主な取組】

① 県内企業等の職場環境整備の支援 **県**

企業における職場定着、離職防止等のため、仕事と育児・介護等との両立及び外国人労働者の定着に資する職場環境整備に取り組む県内企業等に対し、奨励金を交付する事業を実施します。

② 労働関係法令や両立支援に関するセミナー等の実施 **県** **民間**

仕事と育児・介護等との両立を希望する労働者や企業への支援として、労働関係法令や両立支援に関するセミナーを実施し、問題解決のために役立つ知識を提供します。

また、政労使（県、連合神奈川、神奈川県経営者協会）の共催で、働き方改革に関する講演・取組事例の発表等を行う講演会を開催します。

○中柱6 求職者に対する職業能力開発

【KPI（業績評価指標）】

（単位：人）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
総合職業技術校等の就職者数(年間)	目標	760	780	800	820	840
	実績					
	考え方	2026～2030年度の合計で約4,000人の就職者が見込まれ、就業率の向上に寄与する。				

総合職業技術校や産業技術短期大学校等における職業訓練のほか、民間教育訓練機関等への委託訓練、障がいの状況に配慮した能力開発等を通じて、技術・技能者を育成します。

【主な取組】

① 総合職業技術校等における訓練の実施等

県

総合職業技術校や産業技術短期大学校等において、機械加工・溶接などの機械技術分野や建築設計・ビルメンテナンスなどの建築技術分野、介護・調理などの社会サービス分野、情報・ICTなどのデジタル技術分野等における、知識や技術・技能を習得するための訓練を実施するとともに、就職に向けた支援に取り組みます。



総合職業技術校の訓練の様子

② 民間教育訓練機関等による委託訓練の実施

県

民間教育訓練機関等の施設、設備等を活用し、人手不足とされる保育や医療事務分野などの就職に必要な知識・技能の習得や、必要な資格を取得できる委託訓練を実施します。

○中柱7 在職者に対する能力開発の支援

【KPI（業績評価指標）】

（単位：人）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
総合職業技術校等におけるスキルアップセミナーの受講者数(年間)	目標	2,950	2,950	2,950	2,950	2,950
	実績					
	考え方	職務能力の向上等を支援することにより、2026～2030年度の合計で約 15,000 人の就業の継続及び労働力減少の防止に寄与する。				

中小企業等に在職中の方を対象に、現在の職務能力の向上を図り、仕事に役立つ知識や技術を習得するためのスキルアップセミナーを実施します。

【主な取組】

① 企業ニーズに応えたスキルアップセミナーの実施 県

総合職業技術校等において、様々な専門分野の講座をあらかじめ設定して開催する「メニュー型」と、企業のニーズに応じて内容と日程を設定して開催する「オーダー型」のスキルアップセミナーを実施することにより、新入社員から中堅、リーダー層まで、幅広い層の従業員に対するスキルの向上を支援します。

○中柱8 健康経営の推進

【KPI（業績評価指標）】

（単位：法人）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
健康経営に取り組む企業数(総数)	目標	3,300	3,600	3,700	3,800	3,900
	実績					
	考え方	県内の法人等における健康経営の普及については、一定の進展が見られるものの、中小企業を中心に様々な法人への普及啓発や支援を継続して実施していく必要があるため、毎年 100 法人以上を増やすことを目指す。				

※2027年度までの目標は「かながわグランドデザイン第三期実施計画」による。

CHO 構想推進事業所登録制度等を通し、県内の企業に対して健康経営の普及啓

発を図ります。特に、健康経営に関するセミナーの実施や、県が無料で提供するツール「未病指標」を通じて、中小企業にとっても取り組みやすい支援を実施します。

【主な取組】

① CHO 構想推進事業所登録制度の実施 県

企業・団体等に健康管理最高責任者(CHO)を設置して健康経営に取り組む企業や団体の事業所を、「CHO 構想推進事業所」として登録し、サポートします。

② 健康経営に関するセミナーの実施 県

企業・団体内の健康経営担当者や従業員本人を対象として、健康経営の実践に役立つ、未病改善や、健康経営実践企業の事例紹介等をテーマにしたセミナーを実施します。

③ 「未病指標」の活用を通じた健康経営の実践支援 県

心身の状態をスマホやパソコンから無料で測定できる「未病指標」を案内し、従業員に測ってもらうことで、未病改善に向けた意識啓発やセルフケアの実践を促します。

大柱 4 成長を目指す攻めの経営の促進

【2030 年度までの施策目標】

新たな取組を支援することで、労働生産性（従業員 1 人当たりの時間単位の付加価値額）を 6,160 円に向上させる。

把握方法：神奈川県が公表する「県民経済計算」をもとに、実質県内総生産（付加価値額）の伸び率を確認する。

なお、労働生産性は、「実質県内総生産÷県内雇用者数×1人当たりの年間労働時間×1,000,000」で求める。

(1) 現状と課題

中小企業・小規模企業は大企業と比べて労働生産性で伸び悩んでおり、その差は拡大傾向にあります。

中小企業・小規模企業が生産性を向上させるためには、増加傾向にある設備投資を加速化させ、「生産能力の拡大」や「製品・サービスの質的向上」を図るほか、市場の変化等に柔軟に対応できる強みを生かし、需要を見据えて新たな商品・サービスの開発・提供を行うなど、「攻めの経営」を促進していく必要があります。

(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱 1 需要を見据えた販路開拓支援

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
(公財)神奈川産業振興センター等が実施する受発注商談会などにおける商談件数(年間)	目標	4,300	4,700	5,100	5,500	5,900
	実績					
	考え方	中小企業・小規模企業の販路開拓のニーズを踏まえ、(公財)神奈川産業振興センター(KIP)と商工会・商工会議所、地域の金融機関等が連携して実施する受発注商談会などにおける商談件数を、毎年度 400 件ずつ増やすことを目指す。				

市場の変化等に迅速に対応できる中小企業・小規模企業の強みを生かして、多様な顧客のニーズにあった商品・サービスを提供・発信する機会を増やすとともに、商談会・展示会などの開催や出展支援などを通じて、中小企業・小規模企業による製品やサービス、技術などの販路開拓を支援します。

【主な取組】

① 小規模企業に対する県外展示会への出展支援の実施 県 団体

小規模企業が、地域資源や独自技術を活用し、新商品づくり・販売等を行う際に、東京圏、名古屋圏、大阪圏など県外で実施される展示・販売会等の出展ブースを確保し、販路開拓に向けた支援を行います。

② 商談会、展示会、中小受託取引のあっせんなどの販路開拓支援の実施 県 団体

(公財) 神奈川産業振興センターなどと連携し、国内外の商談会や展示会、中小受託取引のあっせんなどの販路開拓を支援します。

○中柱2 生産性向上や経営革新による成長発展の支援

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
経営革新計画の承認件数 (累計)	目標	2,860	2,960	3,060	3,160	3,260
	実績					
	考え方	中小企業・小規模企業が行う新商品の開発など、新たな事業活動への取組を支援するため、経営革新計画の認定件数を2030年度に累計3,260件とすることを目指す。				

厳しい経営環境の中、企業の発展を目指して新商品・新サービスの開発や新たな生産方式の導入など、経営革新や生産性向上に取り組む中小企業・小規模企業に対して、総合的な支援を行います。

また、(公財) 神奈川産業振興センターが、国や県、市町村並びに県内中小企業支援機関の連携体である、「かながわ中小企業支援プラットフォーム (PF)」の構成機関と連携して、県内中小企業の支援を行います。

(単位：者)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
中小企業生産性向上促進事業費補助金における3年後の付加価値額年率平均1.5%以上増加事業者数(採択年度ごと)	目標		937	(2025年度末確定)	(2026年度末確定)	(2027年度末確定)
	実績					
	考え方	生産性向上に資する設備導入等に対して支援を行い、3年後の付加価値額年率平均1.5%以上増加事業者数100%を目指す。				

※「3年後の付加価値額年率平均1.5%以上増加事業者数100%」を成果目標として掲げているため、目標値は3年度前の本補助金の交付事業者数が確定することにより決まる。本補助金は2024年度から交付を開始しているため、3年後の2027年度にのみ目標値を設定する。

中小企業の物価高騰や労働力不足といった課題を乗り越える、「稼ぐ力」の安定・強化のために、生産性向上に資する設備導入等を補助し、その利益を原資とした賃上げによる成長と分配の好循環を生み出し、持続的な県経済の発展を目指します。

【主な取組】

① 経営革新計画の承認などの促進 県

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画[※]の承認を促進し、中小企業・小規模企業が取り組む新商品開発などに対する支援を実施します。

あわせて、信用金庫などとの連携を強化するとともに、商工会・商工会議所による巡回相談などによるきめ細かな支援を通じて、中小企業・小規模企業の計画策定を一層促進します。

※ 経営革新計画とは、新事業活動に取り組む中小企業・小規模企業が、中期（3～5年）の経営計画を策定して、県の承認を受けると、計画期間中、政府系金融機関による低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用できる制度です。

② 商工会・商工会議所等が行う事前相談業務へのサポート 県

「かながわ中小企業成長支援ステーション」が、神奈川県中小企業団体中央会や商工会・商工会議所などによる、中小企業・小規模企業の経営革新計画承認申請に係る事前相談業務をサポートします。

③ 中小企業生産性向上促進事業費補助金の実施 県

生産性向上や業務プロセスの改善、労働力不足の解消に資する設備導入等に対する補助を行います。

④ 「がんばる中小企業発信事業」による認知度向上 県 団体

独自の工夫によって生産性向上を実現するなど、成長している中小企業・小規模企業を県が認定し、広く周知することで、認定企業の社会的認知度を高め、新たな人材の確保や従業員のモチベーションの向上等につなげていきます。

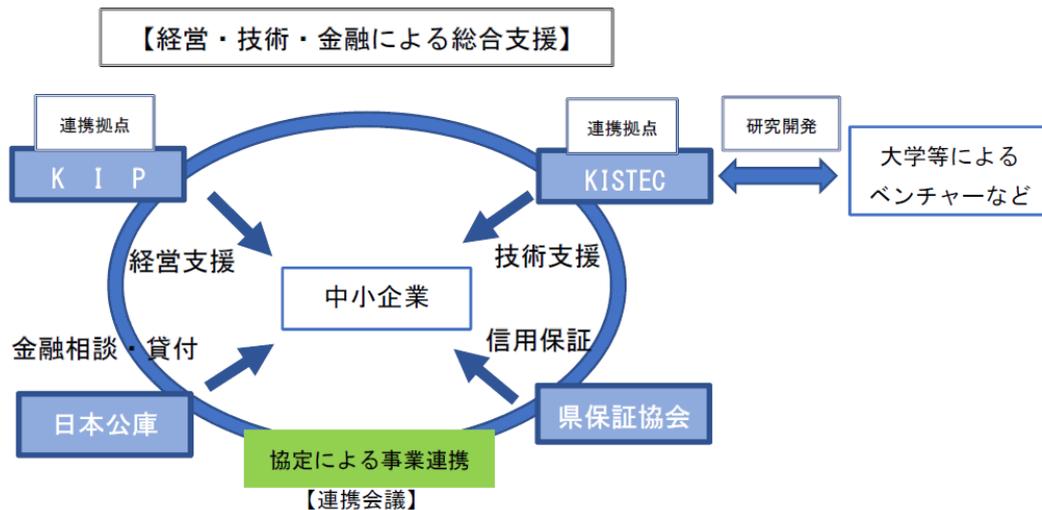


認定企業のシンボルマーク

⑤ 経営・技術・金融の一体的な支援 県 団体

2017（平成 29）年 10 月に（公財）神奈川産業振興センター、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所、（株）日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会の 4 者が締結した「経営・技術・金融の連携による県内中小企業に対する総合支援に関する業務協力協定」に基づき、経営・技術・金融による総合支援を展開するとともに、創業・イノベーションの実現に向けた戦略的取組を推進します。

（公財）神奈川産業振興センター（KIP）、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）、（株）日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会の 4 者協定のイメージ図



○中柱3 ものづくり技術の高度化

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
神奈川発新技術の実用化 件数(累計)	目標	232	246	260	274	288
	実績					
	考え方	県内中小企業を中心に、(地独)神奈川県立産業技術総合研究所(KISTEC)の支援を受けて実用化した技術の累計件数を、2030年度までに288件とすることを旨とする。				

※2027年度以降の目標値に関しては、KISTECの第三期中期計画において設定される目標値と異なる場合があります、その場合は中期計画目標値を優先する。

ものづくりの国際競争が厳しさを増し、産業構造が変化する中、神奈川発の技術開発を進展させるために、中小企業・小規模企業を中心としたものづくり技術の高度化を支援し、県内に集積した研究機関や人材を生かして、デジタル化などの流れに対応した付加価値の高い新たなものづくり産業の創出を目指します。

【主な取組】

① 技術相談、試験計測などを活用した新技術・新製品の開発への支援

県 **団体**

(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が実施する技術相談、試験計測、技術開発受託、共同研究、技術アドバイザー派遣などの活用を促進し、中小企業・小規模企業等の新技術・新製品の開発を支援します。

また、神奈川県立川崎図書館が有するものづくりに関する様々な技術情報や特許・規格情報の提供を通じて、新技術、新製品の開発を支援します。

○中柱4 産学公連携による技術の高度化支援

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
中小企業・小規模企業と大企業の研究所や大学などの技術連携件数(累計)	目標	1,513	1,638	1,763	1,888	2,013
	実績					
	考え方	(地独)神奈川県立産業技術総合研究所(KISTEC)が行う中小企業・小規模企業と大企業の研究所や大学などの技術連携件数を、2030年度までに2,013件とすることを旨とする。				

※2027年度以降の目標値に関しては、KISTECの第三期中期計画において設定される目標値と異なる場合があります、その場合は中期計画目標値を優先する。

中小企業・小規模企業と産学公の連携や共同研究などを促進することにより、中小企業・小規模企業が有する技術の高度化を図ります。

また、中小企業・小規模企業に対し、大企業との新たな技術連携の機会を提供することにより、共同研究、技術移転などを促進し、あわせて今後成長が見込まれる分野への中小企業・小規模企業の参入を図ります。

【主な取組】

① 産学公の連携による共同研究開発の促進 県 団体 民間

中小企業・小規模企業、大企業、大学、(地独)神奈川県立産業技術総合研究所など、産学公が連携して共同研究開発を行います。

② (地独)神奈川県立産業技術総合研究所による共同研究のコーディネート 県 団体

中小企業・小規模企業のニーズに応じて、(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が大学等のネットワークを活用し、シーズを有する機関との共同研究をコーディネートします。

③ 研究成果の発表や情報交換を通じた、産学公の研究者・技術者による技術連携等の促進 県 団体 民間

(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が、産学公の研究者が研究成果、最新技術について講演する「KISTEC Innovation Hub (神奈川県ものづくり交流会)」などを開催し、情報交換、技術連携する場を設けます。

④ 大企業との共同研究などの取組を通じた技術連携の促進 県 団体 民間

大企業の研究拠点、技術力のある中小企業等の立地・集積を生かし、神奈川の産学公技術連携を進める「神奈川R&D推進協議会」が実施する、

研究会、大企業と中小企業・小規模企業との技術マッチング、中小企業・小規模企業と大企業との共同研究などの取組を通じた技術連携を促進します。

⑤ 技術開発可能性評価支援による成長分野への参入促進 **県** **団体**

(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所が実施している「技術開発可能性評価支援」を通じて、中小企業・小規模企業が推進する技術開発の可能性評価を支援し、「神奈川R & D推進協議会」の大企業、大学等との共同研究開発をコーディネートすることなどにより、成長分野への中小企業・小規模企業の参入を促進します。

○中柱5 デジタル化支援

【KPI (業績評価指標)】

(単位：者)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金における営業利益率向上事業者数(採択年度ごと)	目標				125	(2025年度末確定)
	実績					
	考え方	業務効率化に資するシステム導入等に対して支援を行い、支援から5年以内の営業利益率向上事業者数50%超えを目指す。				

※「支援から5年以内の営業利益率向上事業者数 50%超え」を成果目標として掲げているため、目標値は5年度前の本補助金の交付事業者数が確定することにより決まる。本補助金は2024年度から交付を開始しているため、5年度後に当たる2029年度から目標値を設定する。

労働力不足が深刻化する小規模事業者がデジタル技術の活用により、業務効率化を図る事業に資する経費に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指します。

【主な取組】

① 小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金の実施 **県**

労働力不足の解消や業務効率化に資するシステム導入等に対する補助を行います。

② デジタル技術支援 **県** **団体**

デジタル設計・解析技術、機械学習技術等を活用したシミュレーション等による支援体制を新たに構築し、企業におけるDX、製品開発の効率化や新機能を搭載した製品の開発を支援します。

③ キャッシュレス化の推進 **県** **団体** **民間**

中小企業・小規模企業の生産性の向上を図るため、企業や地域の取組をサポートすることで、キャッシュレス化を推進します。

○中柱6 給与支給総額の増加（生産性向上補助金）

【KPI（業績評価指標）】

（単位：者）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
中小企業生産性向上促進事業費補助金における3年後の給与支給総額が増加した事業者数（採択年度ごと）	目標		937	(2025年度末確定)	(2026年度末確定)	(2027年度末確定)
	実績					
	考え方	生産性向上に資する設備導入等に対して支援を行い、3年後の給与支給総額が増加した事業者数 100%を目指す。				

※「3年後の給与支給総額が増加した事業者数 100%」を成果目標として掲げているため、目標値は3年度前の本補助金の交付事業者数が確定することにより決まる。本補助金は2024年度から交付を開始しているため、3年後の2027年度から目標値を設定する。

中小企業の物価高騰や労働力不足といった課題を乗り越える、「稼ぐ力」の安定・強化のために、生産性向上に資する設備導入等を補助し、その利益を原資とした賃上げによる成長と分配の好循環を生み出し、持続的な県経済の発展を目指します。

【主な取組】

① 中小企業生産性向上促進事業費補助金の実施 **県**

生産性向上や業務プロセスの改善、労働力不足の解消に資する設備導入等に対する補助を行います。

大柱5 円滑な事業承継の促進

【2030年度までの施策目標】

事業承継を促進し、現在60%を超える神奈川県「後継者不在率」を40%まで下げる。

把握方法：帝国データバンクが公表している『全国「後継者不在率」動向調査』において、後継者不在率を確認する。

(1) 現状と課題

中小企業・小規模企業を対象に令和6年に県が実施した調査では、「今の事業は自分の代限りになる」と考えている経営者が15.9%となっており、これを放置しておけば、県内約18万4千社の中小企業のうち、約3万社が廃業に追い込まれる計算となります。

そのうちの3分の1以上が「後継者候補に事業を継ぐ意思がない」、「後継者を見つけようとしたが見つからない」など、後継者の不在を理由としています。

団塊の世代の経営者層は、一般に引退年齢と言われる70代に突入しており、このまま放置すると、休廃業が増加し、地域経済の活力や雇用が失われることから、事業承継の早期着手はまさに待ったなしの状態となっています。

そこで、「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」や「神奈川県事業承継ネットワーク」などにおいて、親族や従業員への事業承継、後継者難の経営者と創業希望者とのマッチングや人材育成を促進するとともに、税制面での優遇措置や金融支援などの相談に応じ、企業に寄り添った支援を展開していく必要があります。

(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱1 事業承継支援体制の確立

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

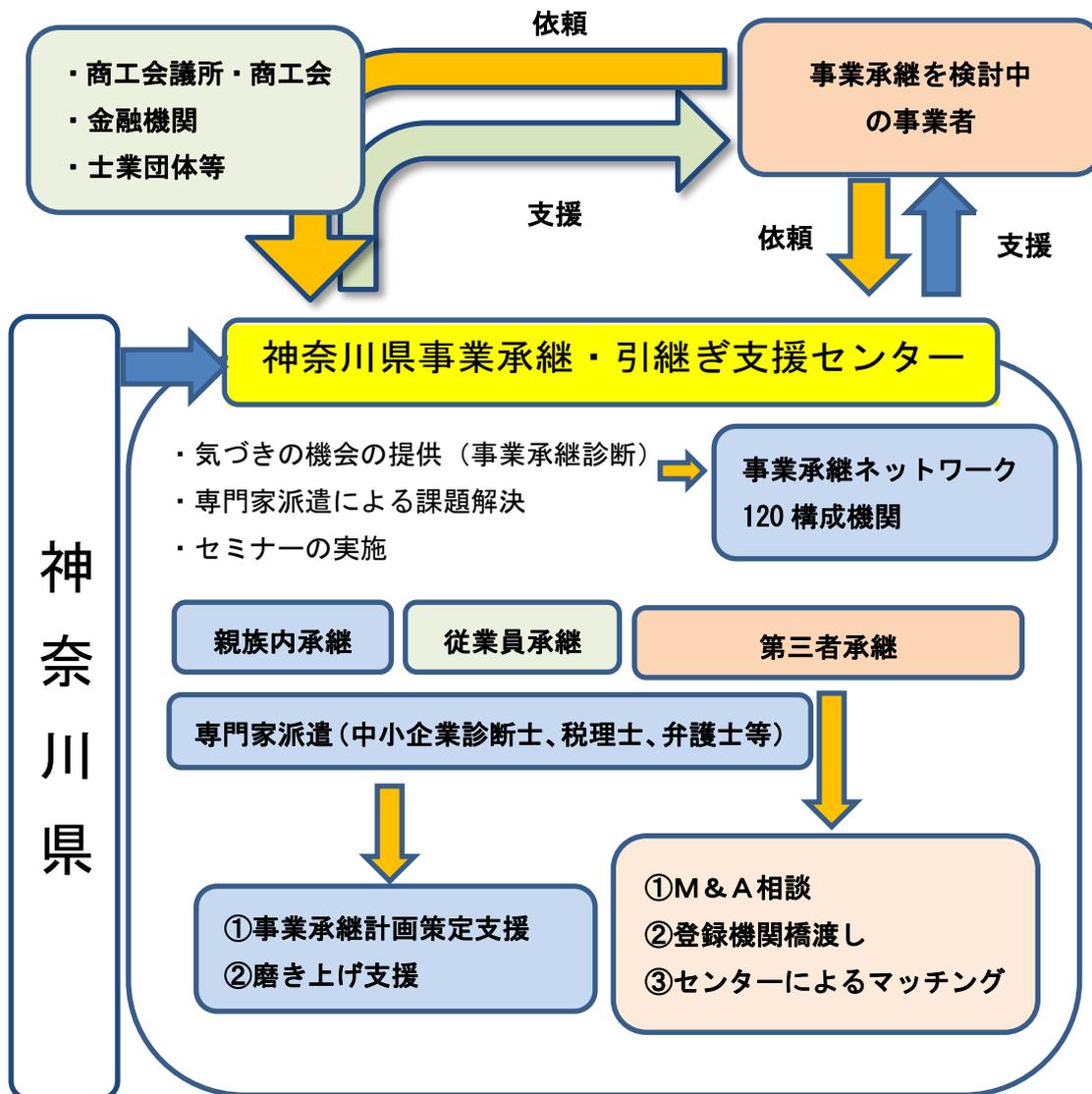
年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
事業承継診断の実施 件数(累計)	目標	75,500	86,500	97,500	108,500	119,500
	実績					
	考え方	神奈川県事業承継ネットワークの中に地域別のサポート体制を設け、企業を直接訪問して促すことなどにより、事業承継診断件数を2030年度に累計119,500件とすることを旨とする。				

日々の業務の忙しさや後継者の不在などを理由に、事業承継への対応を先送りしている中小企業・小規模企業に具体的取組を促すため、「神奈川県事業承継支援戦略※」に基づく事業承継支援体制を確立し、支援活動の抜本的な強化を図っていきます。

※ 神奈川県事業承継支援戦略は、県内中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を促すとともに、県、市町村、金融機関、中小企業支援機関及び士業団体等で構成された「神奈川県事業承継ネットワーク」により事業承継診断を促進し、支援活動の抜本的な強化を図っていくため、2018（平成30）年6月に策定しました。

「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」を核として、この戦略に基づき、中小企業診断士、税理士等の専門家が企業を直接訪問して、事業の磨き上げや承継税制の活用など、個々の企業に合った対策を提案するプッシュ型の支援を展開します。

神奈川県事業承継ネットワーク 支援体制図



【主な取組】

① 「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」による支援 **県** **国** **団体**
 (公財) 神奈川県産業振興センターにおける「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」が、様々な事業承継相談に対して、ワンストップで支援を行います。

② 「神奈川県事業承継ネットワーク」による一体的支援 **県** **国**
市町村 **団体** **民間**

県が支援機関や市町村、金融機関等に呼びかけ、(公財) 神奈川県産業振興センターを事務局として 2017 (平成 29) 年 7 月に立ち上げた「神奈川県事業承継ネットワーク」が中心となって、後継者の育成や税務、資産評価など、多岐に渡る事業承継の課題に対して、「オール神奈川」による一体的な支援を行います。

○中柱 2 事業承継に関する相談の促進

【KPI (業績評価指標)】

(単位：件)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
事業承継引継ぎ支援センターにおける相談受付件数(年間)	目標	500	530	560	590	620
	実績					
	考え方	神奈川県事業承継ネットワーク構成機関と神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターの連携を強化し情報を共有することで令和 8 年度は相談件数を年間 500 件とし年度ごとに 30 件増加させることを目指す。				

M&A、親族内・従業員承継などの相談に幅広く対応する等、事業承継に関する情報収集を行うための相談受付を支援し、事業承継計画策定への第一歩となることを目指します。

【主な取組】

① 「神奈川県事業承継ネットワーク」の連携強化 **県** **市町村** **団体**
民間

ネットワーク構成機関の連携強化を図り情報を共有することで事業承継・引継ぎ支援センターへのトスアップを行い、地域における事業承継ニーズを掘り起こし、早期・計画的な事業承継を促し、最適な支援を実施します。

② 事業承継診断の促進 **県** **市町村** **団体** **民間**

日々の忙しさや後継者の不在などを理由に、事業承継への対応を先送り

している中小企業・小規模企業に具体の取組を促すため、「神奈川県事業承継ネットワーク」の構成機関が企業を直接訪問して、事業承継診断の実施を促します。

○中柱3 事業承継税制の活用促進

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
経営承継円滑化に係る 相続税・贈与税の猶予、 金融支援の件数(累計)	目標	1,920	2,020	2,070	2,120	2,170
	実績					
	考え方	後継者に経営資源を集中させ、円滑な事業承継を促進するため、経営承継円滑化に係る相続税・贈与税、金融支援の件数を、2030年度に累計 2170 件とすることを目指す。				

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づく認定による相続税・贈与税の納税猶予の支援措置など、事業承継税制の活用を促進します。

【主な取組】

① 特例承継計画の策定支援及び確認 県 団体 民間

事業承継税制の優遇措置を受けるために、中小企業・小規模企業が作成する「特例承継計画」について、商工会・商工会議所や金融機関、税理士等の認定経営革新等支援機関が指導・助言を行うとともに、県がその内容を確認します。

② 相続税・贈与税の納税猶予等の認定 県

「特例承継計画」に基づいて贈与の実行または相続が開始された場合に、県は、中小企業・小規模企業からの申請に基づいて、相続税・贈与税の納税猶予等の認定を行います。

大柱6 地域の資源を生かし、経済を支える事業活動の促進

【2030年度までの施策目標】

地域経済の活性化に貢献する企業を支え、実質県内総生産（卸売・小売業及び宿泊・飲食サービス業の付加価値額）を5%以上向上させる。

把握方法：神奈川県が公表する「県民経済計算」をもとに、実質県内総生産（卸売・小売業及び宿泊・サービス業）の伸び率を確認する。

(1) 現状と課題

人口減少や少子化・高齢化の急速な進展による国内消費の低下は、これまで地域を支えてきた中小企業・小規模企業に深刻な影響を与えています。事業を取り巻く環境の厳しさなどから、休廃業を余儀なくされる中小企業・小規模企業が増えると、地域経済の活力や雇用が失われるだけでなく、コミュニティの持続や賑わいの創出など、これまで地域社会の一員として果たしていた重要な役割も喪失するため、県民生活にも大きな影響が及ぶこととなります。

こうした中、魅力的な地域を創出していくためには、これまで育んできた歴史・文化・自然環境などの地域資源を活用して、国内外からの観光客や地域づくりの担い手を呼び込むなど、関係人口を増やして地域の活性化につなげていくことが重要です。

また、地域社会においては、子育て支援や環境への配慮など、解決しなければならない様々な社会的課題が数多く存在します。こうした社会的課題の解決のためには、中小企業・小規模企業が地域の担い手として主体的に取り組む活動を支えていく必要があります。

(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱1 伝統工芸品産業の振興

【KPI（業績評価指標）】

（単位：万円）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
小田原箱根地方の木製品製造業従事者一人当たり生産額(売上高)（年間）	目標	720	720	720	720	720
	実績					
	考え方	ニーズの高い設備機器を整備し、事業者に生産工程の一部や試作などに活用する機会を提供し、生産の効率化とスピード感を持った新商品開発ができるよう支援することで、小田原箱根地方の木製品製造業従事者一人当たり生産額を、年間720万円とすることを目指す。				

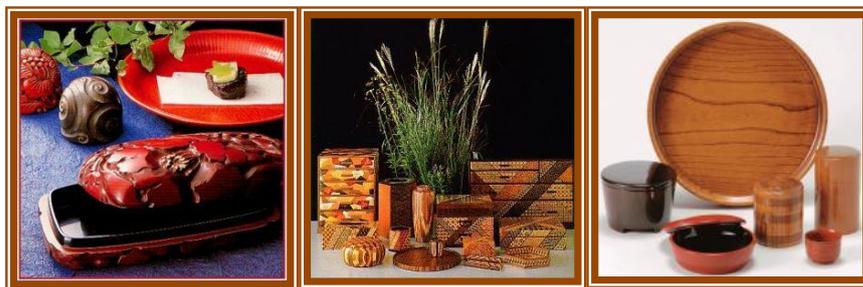
令和8年度の「KOUGEI EXPO in KANAGAWA（伝統的工芸品月間国民会議全国大会神奈川大会）」の開催を契機として、県内の伝統的工芸品等の認知度の向上や新たな購買層の獲得を図り、伝統的工芸品産業等の持続的な発展につなげていきます。また、神奈川県を伝統を体現するものとして、活況であるインバウンド等に向けてPRすることにより、更なる販路の拡大も図っていきます。

【主な取組】

① 伝統的工芸品産業の振興 県 国 市町村

伝統的工芸品の産地組合などが行う後継者育成や新商品開発、需要開拓などの取組を支援します。

神奈川県内の伝統的工芸品



鎌倉彫

箱根寄木細工

小田原漆器

② 農商工連携の取組の促進 県 国 市町村 団体

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」に基づき、製造業者や商業者が農林漁業者と有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して実施する、新商品の開発、生産、需要開拓などの取組を、各地域の支援機関と協力しながら支

援します。

○中柱2 まちの賑わいを創出する商業・商店街の振興
【KPI（業績評価指標）】

(単位：%)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
商店街魅力アップ事業 費補助金により事業を 実施した商店街のうち、 来街者が増加した商店街 の割合	目標	80	80	80	80	80
	実績					
	考え方	商店街魅力アップ事業費補助金を活用し、集客力の強化を目的として魅力を高める取組を行った商店街のうち、80%の商店街において来街者が増加することを目指す。				

中小企業・小規模企業が多い商業・商店街の振興を通じて、地元だけではなく県内外から人を引きつけるため、商店街の魅力を高める取組や、地域と一体となったまちづくりの取組を促進します。

また、若手商業者などの人材を育成し、地域やまちの活性化を図ります。

【主な取組】

① 商店街の魅力アップ支援 **県**

集客力の強化を図るため、商店街の魅力を高めるための取組を支援します。

② 専門家派遣による相談事業 **県**

商店街などが抱える課題や意欲的な取組、若手商業者による商店街組織の枠を超えた活動に対して専門家を派遣し、指導・助言などを行います。

○中柱3 観光産業の振興

【KPI（業績評価指標）】

（単位：億円）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
観光消費額総額(年間)	目標	11,707	(11,896)	-	-	-
	実績					
	考え方	第5期神奈川県観光振興計画に基づき、県内を訪れる観光客の消費単価を増やすことで、2026年には観光消費額総額を1兆1,707億円とすることを目標とする。				

※2027年の目標値括弧書きは、2024年3月策定の新かながわグランドデザインによる。

※2027年から2030年までの目標値は、2027年3月改定の神奈川県観光振興計画により設定

観光産業は裾野が広く、県の経済を支える中小企業・小規模企業の活性化において重要な役割を担うことが期待されています。

そこで、「観光データの活用」、「観光資源の発掘・磨き上げや地域で活躍する観光人材の育成」、「観光客の受入環境整備」、「地域の特徴や意見を踏まえた国内外への戦略的プロモーション」、「観光関連産業の成長促進」の取組により、旺盛なインバウンド（外国人観光客）需要を取り込むなど、観光消費額の一層の増加を図ることで、地域経済の活性化につなげていきます。

【主な取組】

① 観光データの活用 県 団体

地域ごとの特徴を把握するための客観的データの収集・分析を行います。また、各エリアの特徴を踏まえて、ターゲットとすべき観光客やプロモーションのあり方などを継続的に示していきます。

② 観光資源の発掘・磨き上げや地域で活躍する観光人材の育成 県 市町 村 団体 民間

地域の観光消費の向上に繋げるため、神奈川県観光魅力創造協議会を通じて、地域の特徴や意見を踏まえた観光資源の発掘・磨き上げを行い、魅力的なコースを設定します。

また、自然や歴史、食、文化などの観光コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成し、「かながわ認定観光案内人（Official Kanagawa Tour Guide）」として認定します。

③ 観光客の受入環境整備 県 市町村 団体 民間

外国人観光客の受入環境整備及びコロナ禍で顕在化した新たな観光需要に対応する体制整備を行う県内の観光関連事業者を支援するため、経費の一部を補助します。

④ 地域の特徴や意見を踏まえた国内外への戦略的プロモーション **県**
市町村 **団体** **民間**

かながわ観光連携エリア（三浦半島エリア、県央やまなみエリア、湘南西エリアの3地域）が実施する民間事業者等と連携した主体的な取組等を支援します。

また、ユニークベニューや地域の魅力ある様々なアトラクションを掲載したパンフレットやウェブサイトを活用し、海外の現地旅行会社へ働きかけるなど、国内外からのMICE誘致に取り組みます。

⑤ 観光関連産業の成長促進 **県** **市町村** **団体** **民間**

本県のアンテナショップ「かながわ屋」で、県産品の情報発信や消費者ニーズを把握することにより、県産品の発掘・磨き上げを行い県産品の振興に取り組みます。また、多様な関係者と連携して地域の産品のプロモーション等を行い、本県の魅力を発信します。

○中柱4 SDGsの取組の普及・啓発

【KPI（業績評価指標）】

（単位：％）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
SDGsに取り組んでいる企業の割合(年間)	目標	47.7	52.7	57.7	62.7	67.7
	実績					
	考え方	県の調査結果を踏まえ、SDGsに取り組んでいる企業の割合を年5%ずつ増やすことを目指す。				

本県は平成30（2018）年6月に、国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の両方に全国で唯一、都道府県として選定されました。

そこで、県、市町村、企業、大学、NPO、県民等のすべてのステークホルダー（関係者）と一体となってSDGsを推進するとともに、県内中小企業・小規模企業におけるSDGsの取組を後押しし、その裾野を広げることで、地域課題の解決やビジネス・チャンスの拡大につなげていきます。

【主な取組】

① かながわSDGsパートナー制度 **県** **団体** **民間**

SDGsに関する取組を行っている企業等を「かながわSDGsパートナー」として登録し、パートナー間の連携を本県が後押しすることで、県内のSDGsに関する取組や事業を促進させていきます。

② SDGsの取組の情報発信（表彰制度：かながわみんなのSDGs）

県 団体 民間

SDGs の取組を進めている又はこれから取り組もうという企業等に対し、ヒントとなる取組を表彰することで、企業や県民に対し、SDGs の取組の裾野を広げていきます。

○中柱5 中小企業・小規模企業の自主的な社会貢献の促進

【KPI（業績評価指標）】

(単位：%)

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
SDGs に取り組んでいる企業の割合(年間) <再掲>	目標	47.7	52.7	57.7	62.7	67.7
	実績					
	考え方	CSR(企業の社会的責任)等の社会貢献活動も SDGs に取り組んでいる企業の割合を年5%ずつ増加させることを目指す。				

地域に根ざして事業活動を行う中小企業・小規模企業が、地域とともに発展していくことができるよう、地域における子育て支援や環境への配慮等の CSR（企業の社会的責任）活動など、中小企業・小規模企業による自主的な社会貢献活動を促進します。

【主な取組】

① **かながわ子育て応援パスポート事業** **県 民間**

地域の企業による子育て応援のための仕組みである「かながわ子育て応援パスポート事業」を行います。

② **かながわこども・子育て支援大賞** **県 民間**

個人・団体のほか、事業者や商店街などによる地域でのこども・子育て支援の取組・活動の表彰を行います。

③ **かながわこどもまんなかアクション** **県 民間**

社会全体でこどもや子育てを支えるためのやさしい社会づくり（こどもまんなか社会）を実現するため、県内企業等から「こどもまんなかアクション」を募集し、その取組事例を県内企業や県民等に分かりやすく周知することで機運醸成を図ります。

④ **省エネルギー対策への支援** **県**

エネルギー管理士等を派遣し、アドバイスを行うなど、中小企業・小規模企業が取り組む省エネルギー対策への支援を行います。

⑤ **企業・NPO・大学パートナーシップ支援事業** **県 団体 民間**

地域課題などの解決のため、多様な主体による協働・連携を進める「企業・NPO・大学パートナーシップ支援事業」を実施します。

○中柱6 地域経済牽引事業の促進<再掲>

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

年度		2026	2027	2028	2029	2030
項目		(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
地域経済牽引事業計画の承認件数(累計)<再掲>	目標	47	53	59	59	59
	実績					
	考え方	地域未来投資促進法に基づく神奈川県基本計画(で、今後、成長が見込まれる産業分野として定める9分野において、事業計画の承認を目指す。 なお、第2期基本計画の計画期間は、2024年度から2028年度までの5年間であり、5年間で27件の承認を目指している。				

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出する事業（地域経済牽引事業）に取り組む事業者を支援します。

【主な取組】

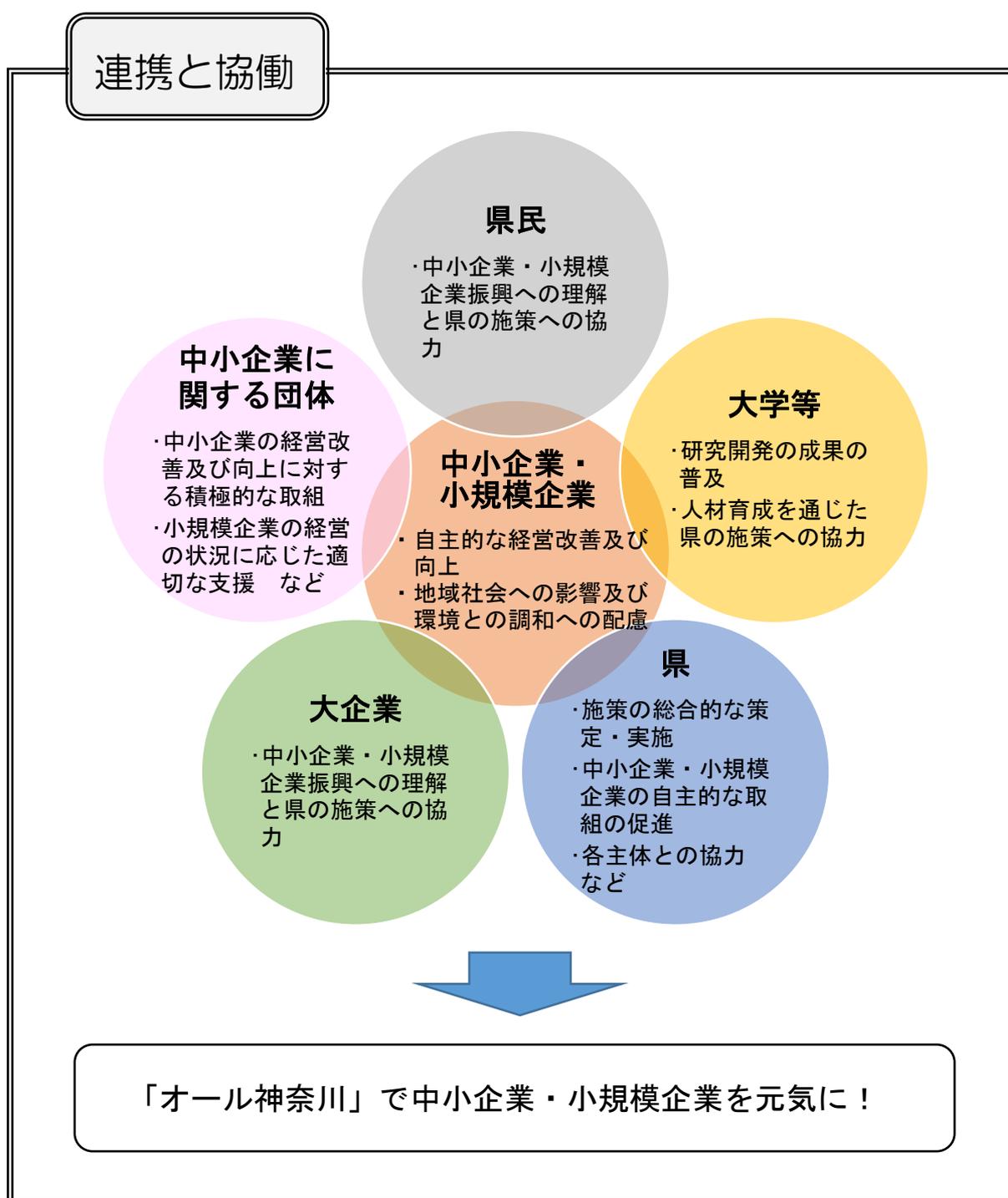
① 地域経済牽引事業の促進<再掲> 県 市町村 民間

県と県内 33 市町村が共同で策定した神奈川県基本計画で示すライフサイエンスなどの成長分野において、地域経済牽引事業計画を作成し、神奈川県知事の承認を受けた事業者が、設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けられるよう支援します。

IV 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

県や中小企業・小規模企業に加え、中小企業に関する団体、大企業、大学等、県民が、相互に連携・協働して計画を着実に推進し、「オール神奈川」で中小企業・小規模企業の「元気」を実現していきます。



2 計画の進行管理

計画に掲げた目標や取組については、県の関係部局や取組の実施に関係する中小企業支援機関などが連携・協働して推進していきます。

また、毎年度終了後は条例の規定に基づき、計画に掲げた目標の達成状況や事業の進捗状況について検証を行います。検証は県自ら実施するほか、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会（以下「審議会」という。）を通じて中小企業・小規模企業者の方々からも評価をいただきます。

検証の結果は公表し、翌年度以降行う取組の改善に反映させるとともに、次期計画の策定にも生かしていきます。

なお、取組目標・施策目標については、想定しなかった大きな社会経済情勢の変化があった際や計画に位置付ける中間見直しの際に必要な応じて見直しを行い、業績評価指標（KPI）については、随時見直しを行います。

(1) 検証の手順

ア 県関係部局による評価

県関係部局では、毎年度終了後、実績を把握し、計画と比較することにより自己評価を行います。

目標の達成状況の評価は、各目標数値の設定の考え方などが異なることに十分留意し、目標に対する実績を数値上で比較するだけでなく、社会経済情勢の変化や国などの施策の動向、中小企業・小規模企業のニーズなど、計画の推進に関連する様々な要素を踏まえて総合的に行います。

イ 審議会による評価

条例の規定に基づき、県民、中小企業・小規模企業者、中小企業に関する団体、有識者などで構成された審議会を設置します。毎年度、県関係部局による評価結果を審議会へ提出し、審議会において審議された後、評価をいただきます。

(2) 公表

(1)による評価終了後に評価結果などをとりまとめ、ホームページに公表します。

(3) 県民、中小企業・小規模企業、その他の関係者の方々との意見交換

条例の規定に基づき、計画の実施状況や中小企業・小規模企業の経営環境、及び中小企業・小規模企業振興施策全般について、意見交換を行います。

また、神奈川県経営者協会、神奈川県中小企業家同友会などの中小企業団体、商工会・商工会議所などの中小企業支援機関、市町村とも定期的に意見交換を行います。

(4) 調査・研究

条例の規定に基づき、中小企業・小規模企業の経営環境や産業構造の動向、中小企業・小規模企業支援に関するニーズを把握するための調査及び研究事業

を実施し、短期的、中長期的な中小企業・小規模企業振興のあり方を検討します。

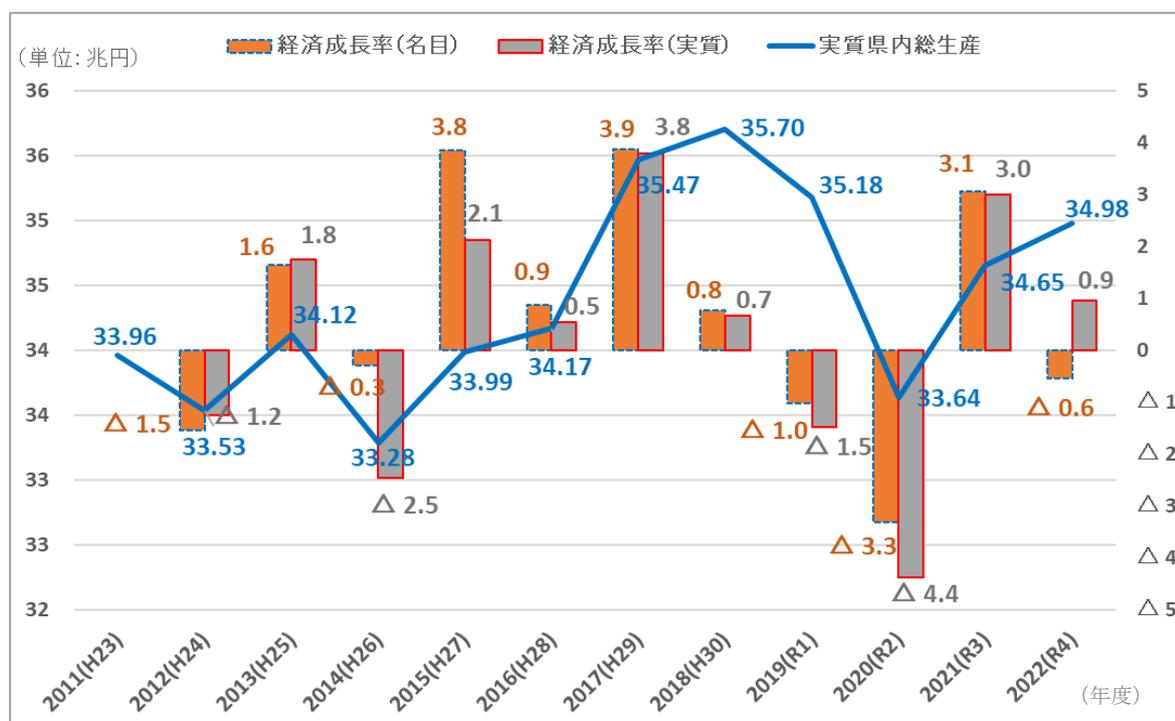
(5) 事業の改善・実施

評価結果や中小企業・小規模企業の方々などからの意見、調査結果などを反映させながら事業を改善し、実施していきます。

V 参考資料

1 統計資料

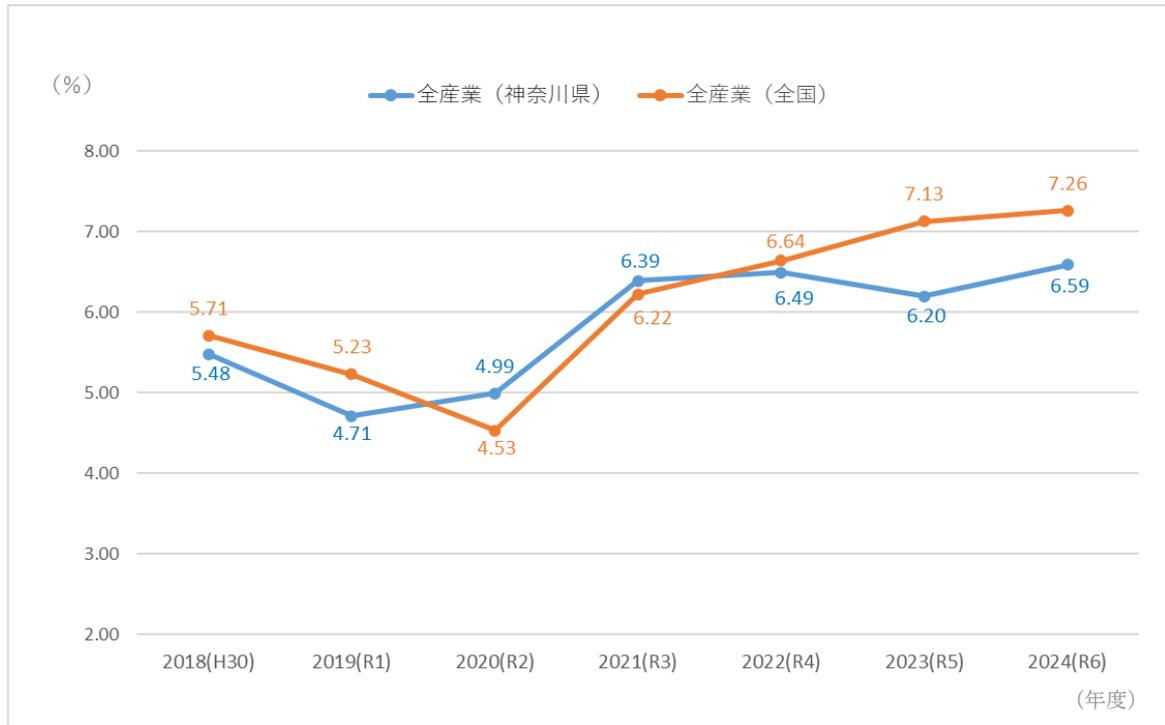
(1) 実質県内総生産及び経済成長率の推移



出典：「令和4年度神奈川県県民経済計算」より作成

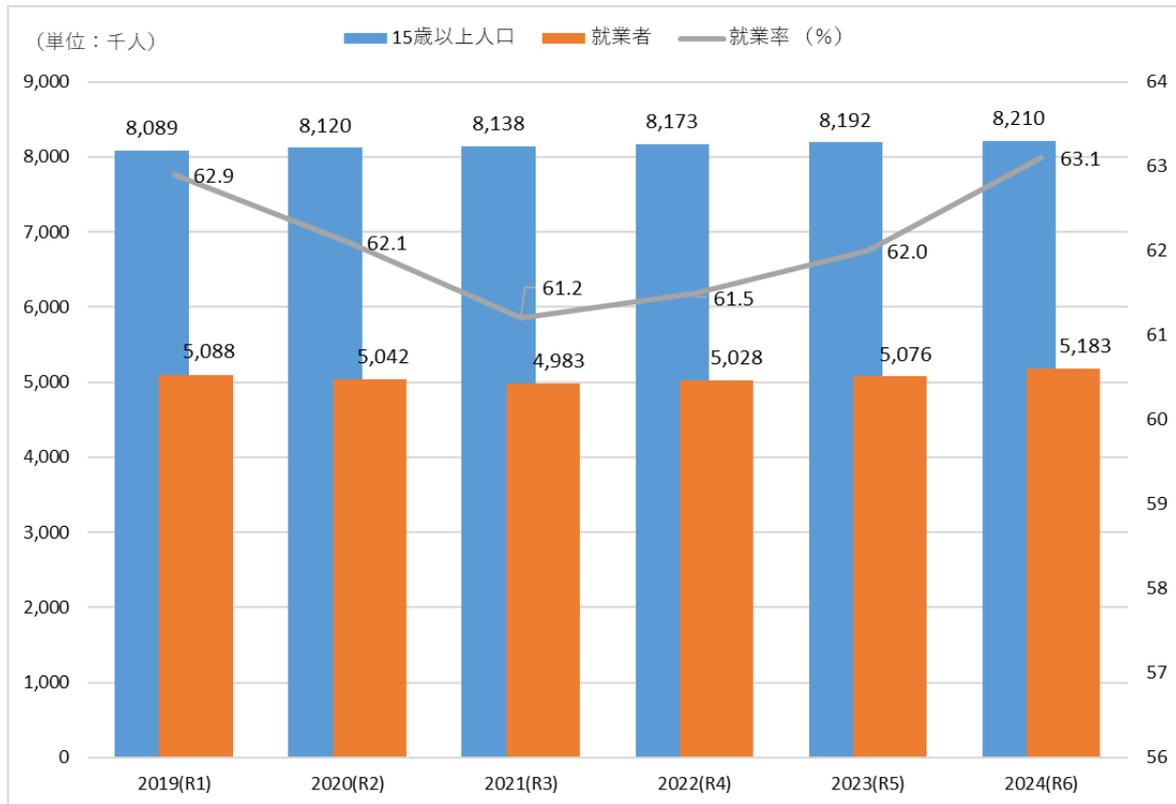
※ 県民経済計算は過去の数値も毎年度遡って改訂しているため、上記数値は将来公表される県民経済計算の数値と一致しません。

(2) 売上高経常利益率の推移



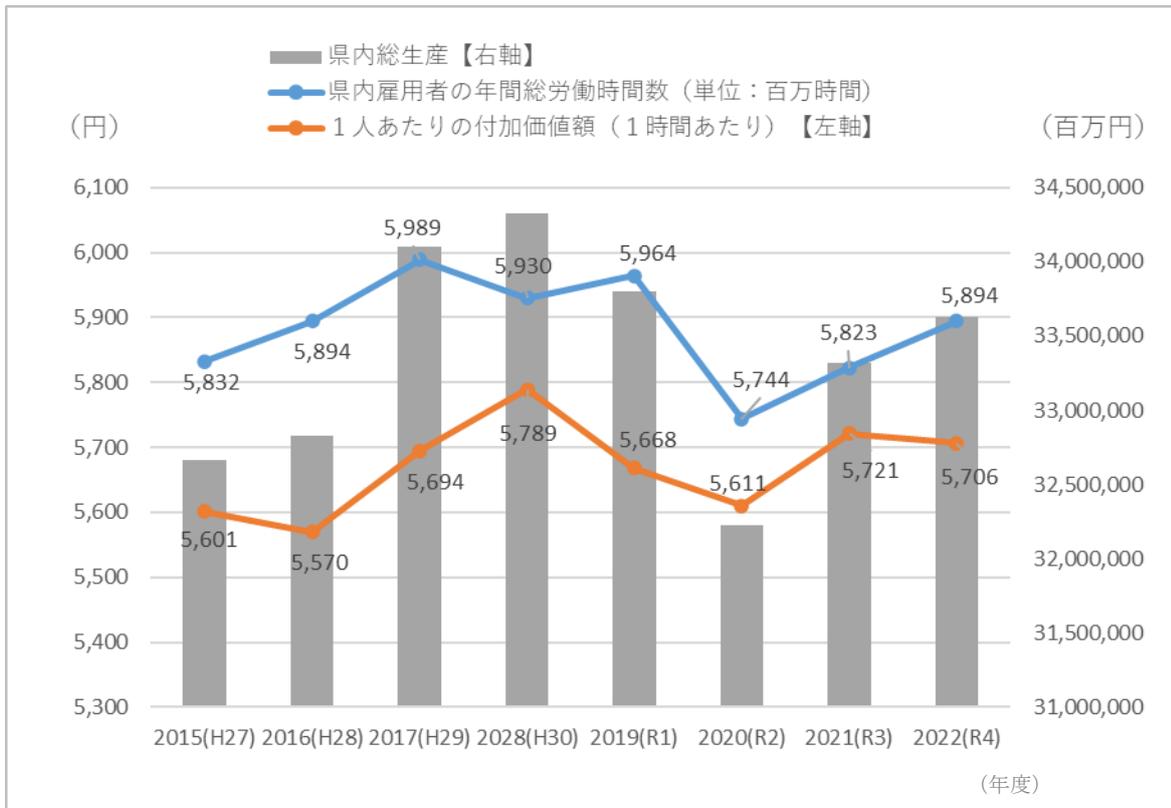
出典：日銀横浜支店「企業短期経済観測調査結果」（2020年～2025年）より作成

(3) 15歳以上人口、就業者、就業率の推移

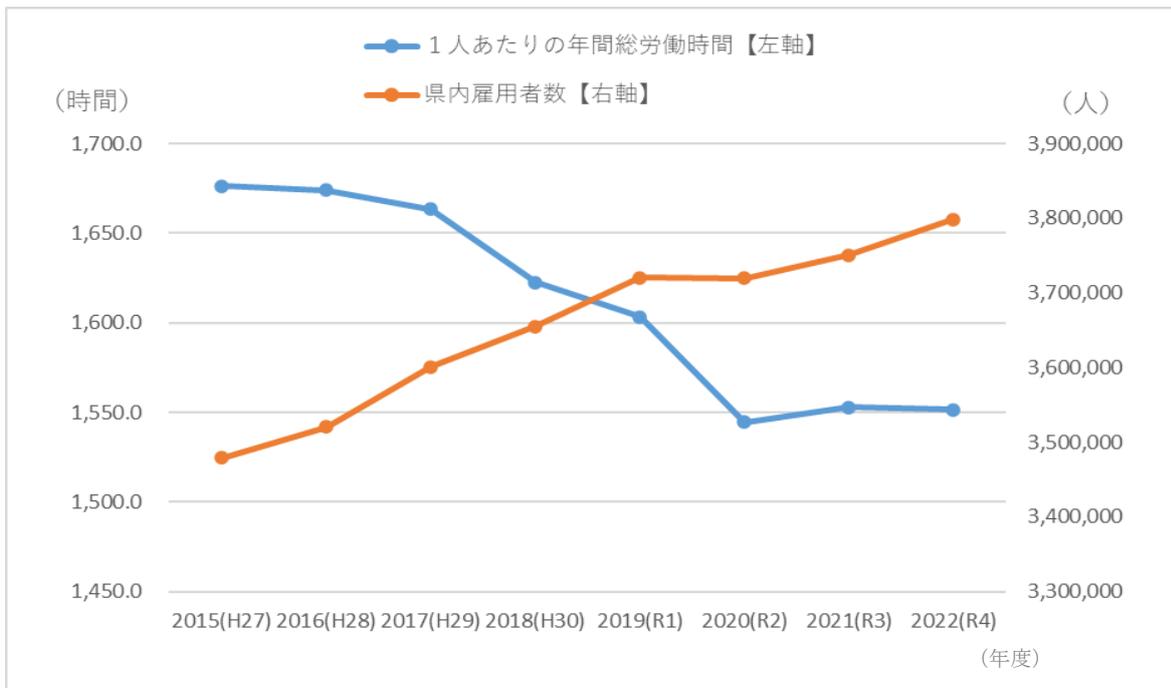


出典：「神奈川県労働力調査結果報告」の各年平均より作成

(4) 県内総生産、県内雇用の年間総労働時間数と1人あたりの付加価値額（一時間あたり）の推移

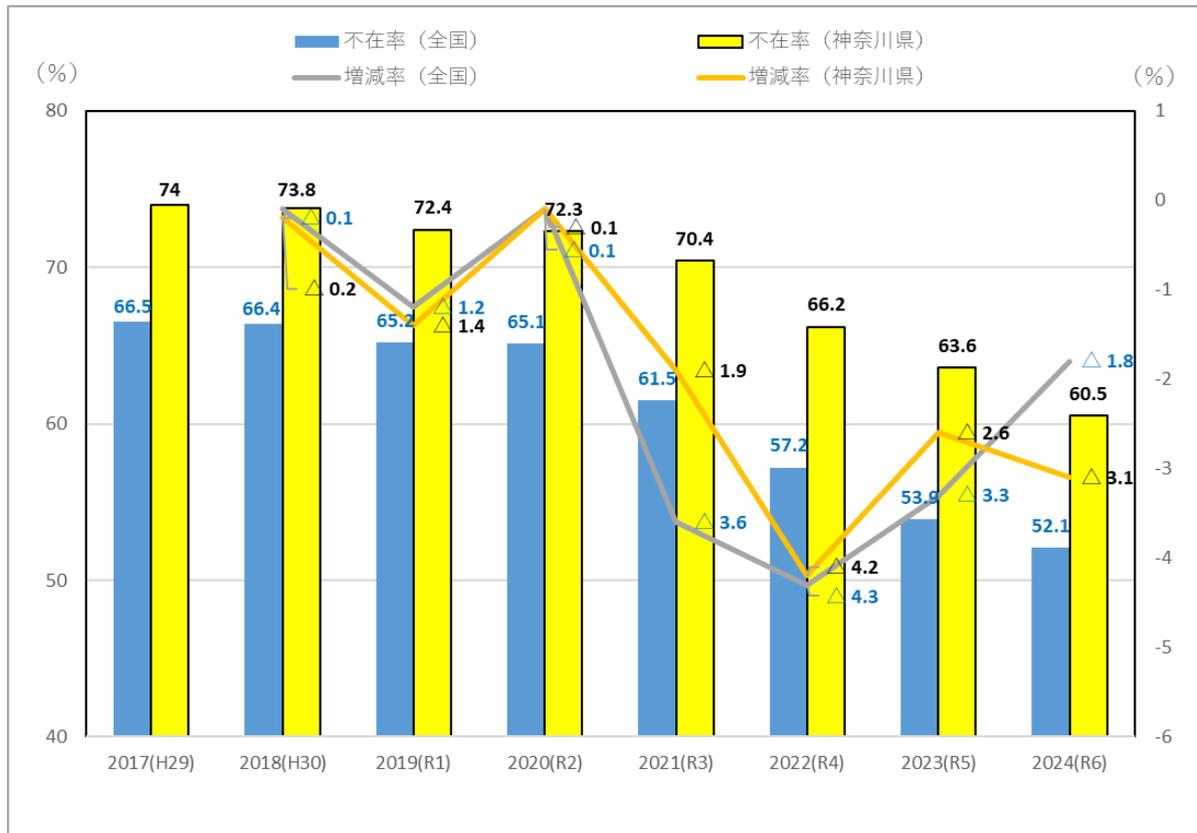


出典：「令和4年度神奈川県県民経済計算」、平成27～令和4年の「毎月勤労統計調査（年報）」より作成



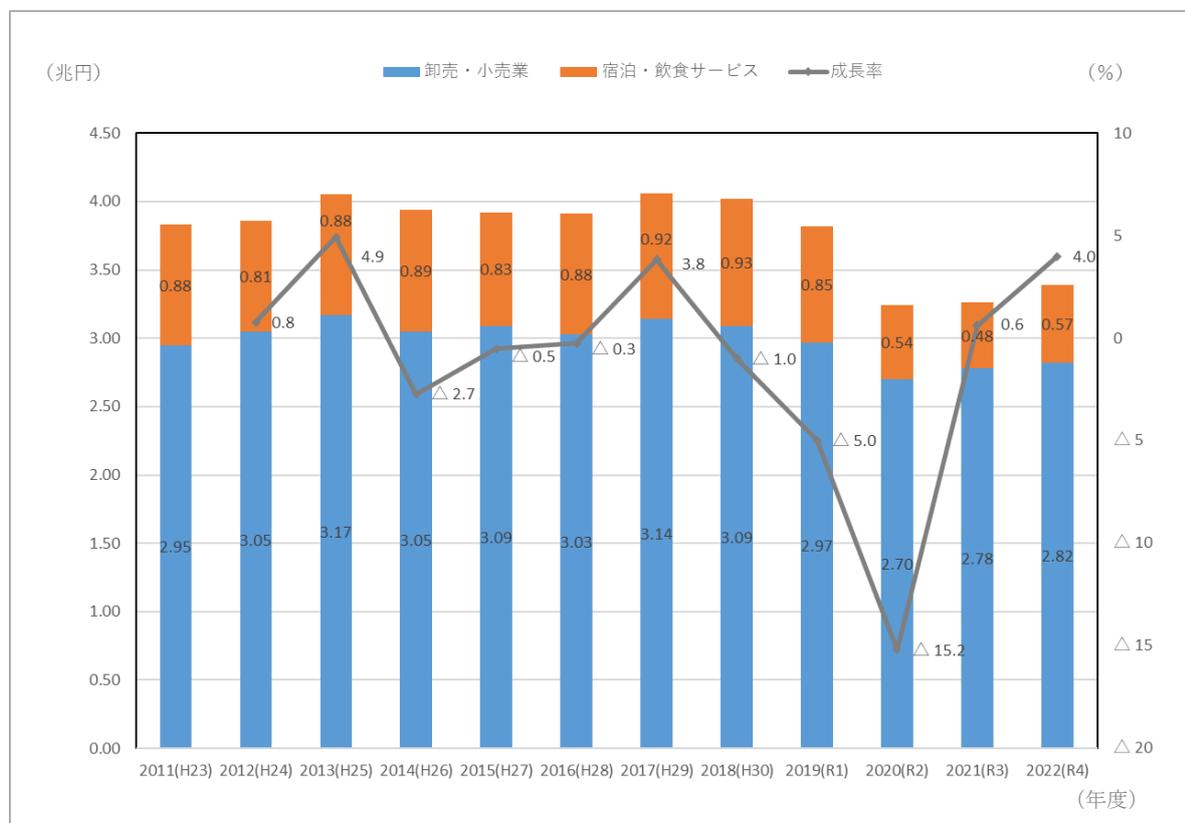
出典：「令和4年度神奈川県県民経済計算」、平成27～令和4年の「毎月勤労統計調査（年報）」より作成

(5) 後継者不在率の推移（全国、神奈川県）



出典：帝国データバンク「全国・後継者不在企業動向調査（2019年）」及び『全国「後継者不在率」動向調査』（2024年）より作成

(6) 実質県内総生産（卸売・小売業及び宿泊・飲食サービス業）の推移



出典：「令和4年度神奈川県県民経済計算」より作成

※ 県民経済計算は過去の数値も毎年度遡って改訂しているため、上記数値は将来公表される県民経済計算の数値と一致しません。

2 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、小規模企業の事業の持続的な発展をはじめとする中小企業の活性化を推進し、もって県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、次に掲げる事業者その他当該事業者におおむね準ずる者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この条例において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、地域の活性化及び雇用の確保に貢献し、県経済を支える重要な存在であり、特に、小規模企業は、地域社会の一員であるとともに、地域の特色を生かした事業活動を行い、地域に根ざした産業を創出するなどして地域住民の生活の向上並びに地域における経済の安定及び発展に寄与する重要な意義を有する存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。

(2) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化が図られること。

(3) 中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組が促進されること。

(4) 県、国、市町村、中小企業者、中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体（以下「中小企業に関する団体」という。）、大企業者、大学等及び県民が相互に連携し、及び協働して推進されること。

(5) 高度の産業集積及び技術力、豊富な人的資源その他の本県の特色を生かした活力と魅力あ

る産業の実現を図ることを旨として推進されること。

- (6) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業者に対する配慮をする等中小企業者の経営規模を勘案して推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、中小企業の振興に関する施策について、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体の責務)

第6条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 商工会及び商工会議所は、県、市町村、他の中小企業に関する団体、大企業者等と連携し、小規模企業が販売する商品又は提供する役務の新たな需要の開拓、小規模企業者の事業の承継の円滑化等小規模企業の経営の改善及び向上における課題を踏まえ、その経営の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

3 神奈川県中小企業団体中央会は、組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第74条第1項第1号に規定する組合等をいう。）が小規模企業の経営の改善及び向上のための事業を行う場合には、当該組合等の組合員等の経営の状況に応じた指導等の支援を行うよう努めるものとする。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の責務)

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及及び人材の育成を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについての関心と理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第10条 県は、市町村が当該地域の特性に応じて行う中小企業の振興に関する施策に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策)

第11条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 相談その他の総合的な支援を受けられることができる体制の整備、受注及び発注機会の確保、

地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献の促進、円滑な事業の承継の促進、融資による金融面での支援等を通じて、中小企業の経営の安定及び経営基盤の強化を促進すること。

- (2) 創業のための総合的な支援を受けることができる体制の整備、起業に関する意識の啓発等により創業を促進するとともに、新商品の開発、新たな事業分野への進出、情報化への対応の支援等を通じて、中小企業者の経営の革新に対する取組の強化を促進すること。
- (3) 産業の集積及び外国との経済交流の促進を図るとともに、大企業の人材及び技術並びに大学等の知的財産等を中小企業者が活用するための環境整備を通じて、中小企業者、大企業者及び大学等の連携の強化を促進すること。
- (4) 市町村、中小企業に関する団体等と協力し、商業、観光等の地域に根ざした産業の振興を通じて、地域の活性化を促進すること。
- (5) 職業能力の開発、就業環境の整備、技術及び技能の円滑な継承、就業に関する意識の啓発等により、中小企業の人材の確保、定着及び育成を図ること。
- (6) 商工会及び商工会議所並びに神奈川県中小企業団体中央会に対する小規模企業を支援するための人材の育成に資する支援等を通じて、これらの団体による小規模企業に対する支援に関する取組の強化を促進すること。
- (7) その他中小企業の振興のために必要な施策を推進すること。

2 県は、前項に定める施策の実施に当たっては、総合特別区域（総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るものとする。

（中小企業・小規模企業活性化推進計画）

第 12 条 知事は、前条第 1 項に定める中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画（以下「中小企業・小規模企業活性化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 中小企業・小規模企業活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めるに当たっては、県民、中小企業者その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めるに当たっては、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、中小企業・小規模企業活性化推進計画の変更について準用する。

第 13 条 知事は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を中小企業の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

（調査研究）

第 14 条 県は、中小企業の振興に関する施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。

（実施状況の公表）

第 15 条 知事は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第 16 条 県は、中小企業の振興に関する施策に、中小企業者、中小企業に関する団体等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間)

第 17 条 県は、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民との連携による中小企業の振興を図るため、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間を設ける。

2 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間は、2月とする。

3 県は、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和 28 年神奈川県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。
別表知事の項神奈川県薬事審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県中小企業活性化推進審議会	中小企業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じ、調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20 人以内
------------------	--	--------

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和 28 年神奈川県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県中小企業活性化推進審議会の項中「神奈川県中小企業活性化推進審議会」を「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会」に改める。